

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 9 月25日
【事業年度】	第22期（自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日）
【会社名】	グリーホールディングス株式会社
【英訳名】	GREE Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長最高経営責任者 田中 良和
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目11番 1 号
【電話番号】	03-5770-9500
【事務連絡者氏名】	取締役上級執行役員最高財務責任者 大矢 俊樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目11番 1 号
【電話番号】	03-5770-9500
【事務連絡者氏名】	取締役上級執行役員最高財務責任者 大矢 俊樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月	2026年 6 月
売上高 (百万円)	74,906	75,440	61,309	57,111	51,324
経常利益 (百万円)	14,106	13,086	7,123	3,760	4,936
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	10,121	9,278	4,630	1,194	4,088
包括利益 (百万円)	7,741	5,710	4,509	650	4,266
純資産額 (百万円)	90,930	92,549	95,530	93,647	96,804
総資産額 (百万円)	116,730	124,806	128,788	132,897	125,547
1株当たり純資産額 (円)	521.76	539.35	555.13	542.93	554.14
1株当たり当期純利益金額 (円)	54.58	54.07	27.10	6.98	23.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	54.01	53.47	26.79	6.90	23.73
自己資本比率 (%)	77.4	73.7	73.7	70.0	75.8
自己資本利益率 (%)	9.6	10.2	5.0	1.3	4.3
株価収益率 (倍)	15.10	11.80	19.67	74.64	15.79
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	13,218	4,590	3,502	674	1,970
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,299	439	23	312	1,539
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	37,516	3,264	999	6,023	10,882
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	66,624	74,293	77,288	83,901	74,194
従業員数 (名)	1,560	1,610	1,580	1,489	1,474
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔1,080〕	〔1,166〕	〔1,032〕	〔957〕	〔1,021〕

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(常駐の委託社員を含む)は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定における期中平均株式数については、株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口が所有する当社株式を連結貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式の数を控除しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月	2026年 6 月
売上高 (百万円)	14,919	11,949	9,617	6,012	2,765
経常利益 (百万円)	7,732	5,218	5,843	5,554	2,508
当期純利益 (百万円)	5,984	2,958	4,779	3,609	320
資本金 (百万円)	100	100	100	100	100
発行済株式総数 (株)	179,749,700	179,749,700	179,749,700	179,749,700	179,749,700
純資産額 (百万円)	83,155	61,701	64,082	65,917	63,515
総資産額 (百万円)	101,270	92,514	97,114	103,782	95,904
1株当たり純資産額 (円)	477.20	358.89	371.82	381.79	367.48
1株当たり配当額 (円)	11.00	11.00	16.50	14.50	22.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	32.27	17.24	27.98	21.08	1.87
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	31.93	17.05	27.66	20.84	1.86
自己資本比率 (%)	81.6	66.2	65.5	63.0	65.8
自己資本利益率 (%)	6.0	4.1	7.7	5.6	0.5
株価収益率 (倍)	25.53	37.01	19.05	24.72	201.15
配当性向 (%)	34.1	63.8	58.9	68.8	1,176.5
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	365 〔466〕	363 〔484〕	328 〔247〕	123 〔176〕	122 〔125〕
株主総利回り (%)	142.0 (98.6)	112.2 (123.9)	97.2 (155.6)	97.6 (162.0)	76.7 (232.1)
最高株価 (円)	1,285	946	656	628	528
最低株価 (円)	573	628	454	401	357

- (注) 1 . 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (常駐の委託社員を含む) は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
- 2 . 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定における期中平均株式数については、株式付与 E S O P 信託口及び役員報酬 B I P 信託口が所有する当社株式を貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式の数を控除しております。
- 3 . 最高株価及び最低株価は、2022年 4 月 4 日より東京証券取引所 (プライム市場) におけるものであり、それ以前は東京証券取引所 (市場第一部) におけるものであります。
- 4 . 第18期の期首より、「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年 3 月31日) 等を適用しており、第18期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 5 . 第18期の期首より、投資事業に係る収益及び費用等の処理方法に係る会計方針の変更を行っております。
- 6 . 第21期より、持株会社体制へ移行したことに伴い、GREE Platform事業、グループ共通技術部門の一部及びそれらに従事する従業員を新設した事業子会社へ承継させたため、従業員数が第20期に比べ大幅に減少しております。また、当該承継は2025年 1 月 1 日付けであり、第21期の売上高には承継前の当該事業に係る売上高が含まれておりますが、第22期の売上高には含まれておりません。このため、当社の売上高が第21期に比べ大幅に減少しております。
- 7 . 第22期の当期純利益が第21期に比べ大幅に減少しておりますが、これは主として債権放棄損を計上したことによるものであります。

2【沿革】

年月	概要
2004年12月	東京都港区白金台にグリー株式会社（現：グリーホールディングス株式会社）を設立（資本金1,000万円）
2005年2月	グリー株式会社（現：グリーホールディングス株式会社）を存続会社として、グリー株式会社（東京都三鷹市）を吸収合併
2006年11月	KDDI株式会社と共同で、auユーザー向けソーシャル・ネットワーキング・サービス「EZ GREE」（現「GREE」）の提供を開始
2007年2月	モバイル版「GREE」が、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現：株式会社NTTドコモ）の「iモード」において公式サービスとなる
2007年4月	「EZ GREE」（現「GREE」）にて有料課金サービス提供開始
2007年5月	iモードユーザー向けモバイル版「GREE」にて有料課金サービス提供開始
2007年8月	モバイル版「GREE」が、ソフトバンクモバイル株式会社（現：ソフトバンク株式会社）の「Yahoo!ケータイ」において公式サービスとなる
2008年8月	Yahoo!ケータイユーザー向けモバイル版「GREE」にて有料課金サービス提供開始
2008年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2010年6月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
2010年6月	GREE Platformサービス提供開始
2010年7月	本社を東京都港区六本木六丁目に移転
2010年12月	「GREE Platform for Smartphone」サービス提供開始
2011年1月	米国におけるインターネット事業を行うため、米国子会社GREE International, Inc.を設立
2011年1月	インターネット広告事業を行うため、株式会社アトランティス（現：グリーエックス株式会社）を子会社化
2011年4月	米国におけるインターネット事業強化のため、OpenFeint Inc.を子会社化
2012年10月	ソーシャルゲームの開発力強化のため、株式会社ポケラボを子会社化
2014年2月	ソーシャルゲームの開発力強化のため、株式会社Wright Flyer Studios（現：株式会社WFS）を設立
2015年5月	米国子会社OpenFeint Inc.を清算
2015年10月	ゲーム運営事業へ本格参入のため、ファンプレックス株式会社（現：グリーエンターテインメント株式会社）を設立
2016年8月	米国子会社GREE International Entertainment, Inc.を設立し、GREE International, Inc.の事業を引き継ぎ
2018年4月	VTuber事業を運営する株式会社Wright Flyer Live Entertainment（現：REALITY株式会社）を設立
2018年5月	米国子会社GREE International Entertainment, Inc.を清算
2018年8月	株式会社Wright Flyer Live Entertainment（現：REALITY株式会社）、世界初のVTuber専用ライブ配信プラットフォーム「REALITY」提供開始
2020年3月	ベンチャーキャピタル事業を行うグリーベンチャーズ株式会社を設立
2020年7月	当社ゲーム事業におけるWright Flyer Studios 事業を当社完全子会社である株式会社WFSに吸収分割
2020年9月	監査等委員会設置会社に移行
2021年7月	当社ゲーム事業におけるスマートフォンゲーム事業及びライセンス事業を、当社の完全子会社であるファンプレックス株式会社に吸収分割、ファンプレックス株式会社はグリーエンターテインメント株式会社に社名変更
2022年3月	本社を六本木ヒルズゲートタワーに移転
2022年4月	東京証券取引所プライム市場に移行
2023年1月	VTuber事業を展開するREALITY Studios株式会社を設立
2023年9月	株式会社セコイアが株式交付制度により当社の親会社へ該当
2025年1月	持株会社体制へ移行し、グリー株式会社はグリーホールディングス株式会社に社名変更
2025年1月	当社GREE Platform事業及びグループ共通技術部門の一部を当社完全子会社である株式会社グリーに吸収分割

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社の連結子会社32社の計33社で構成され、ゲーム事業、VTuber事業、IP事業、DX事業、エンジニアリング事業、投資事業を展開しております。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報 1. 報告セグメントの概要(報告セグメントの変更に関する事項)」に記載のとおりであります。

(1)ゲーム事業

WFSでは各種スマートフォンゲームの開発・運営を行い、多数の人気タイトルを国内及びグローバルに配信しているほか、コンシューマゲームの企画・開発を展開しております。また、グリーでは、ソーシャルゲームプラットフォーム「GREE」の運営・開発を行っております。

(2)VTuber事業

ライブ配信アプリ「REALITY」の開発・運営や、多彩なタレントをマネジメント・プロデュースするVTuber事務所の運営等を行っております。

(3)IP事業

アニメやマンガといったコンテンツ領域でコンシューマ向け及び法人向け事業を幅広く展開しております。

(4)DX事業

長期にわたりインターネット事業を展開する当社グループだからこそできる、マーケティング領域を中心としたクライアント企業のDX支援や各種SaaSの展開等を行っております。

(5)エンジニアリング事業

グループ共通技術部門における長年の社内運用で蓄積された高度な開発・運用のノウハウや実用的な技術アセットを、新規事業として社外へ提供しております。

(6)投資事業(翌連結会計年度より撤退)

「ファンド投資」「スタートアップ投資」の2つを通じて、日本国内並びに海外のインターネット・IT領域を中心に投資し、ITによるイノベーションに貢献し、新たな価値創造に取り組んでおります。

〔事業系統図〕



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合(%)	関係内容
(親会社) 株式会社セコイア (注) 1	東京都港区	3	不動産投資及び有価証券投資	被所有 61.8	従業員の出向
(連結子会社) 株式会社WFS (注) 2、3	東京都港区	100	ゲーム事業	所有 100.0	役員の兼任 1 名 資金の運用
(連結子会社) 株式会社グリー (注) 2、3	東京都港区	101	GREE Platform事業	所有 100.0	役員の兼任 2 名 資金の運用
(連結子会社) REALITY株式会社 (注) 2、3	東京都港区	10	VTuber事業	所有 100.0	役員の兼任 2 名 資金の貸付
(連結子会社) グリーエンターテインメント株式会社 (注) 3	東京都港区	101	IP事業	所有 100.0	役員の兼任 2 名 資金の運用
(連結子会社) グリーエックス株式会社 (注) 2、3	東京都港区	100	DX事業	所有 100.0	役員の兼任 1 名 資金の運用

(注) 1 . 当社代表取締役会長兼社長田中良和が議決権の100%を直接保有しております。

2 . 株式会社WFS、株式会社グリー、REALITY株式会社及びグリーエックス株式会社は、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

株式会社WFS

主要な損益情報等	(1) 売上高	22,849百万円
	(2) 経常利益	363百万円
	(3) 当期純利益	733百万円
	(4) 純資産額	8,035百万円
	(5) 総資産額	11,080百万円

株式会社グリー

主要な損益情報等	(1) 売上高	7,483百万円
	(2) 経常利益	2,206百万円
	(3) 当期純利益	1,527百万円
	(4) 純資産額	2,092百万円
	(5) 総資産額	4,417百万円

REALITY株式会社

主要な損益情報等	(1) 売上高	6,987百万円
	(2) 経常利益	1,738百万円
	(3) 当期純利益	1,173百万円
	(4) 純資産額	297百万円
	(5) 総資産額	3,546百万円

グリーエックス株式会社

主要な損益情報等	(1) 売上高	6,421百万円
	(2) 経常利益	222百万円
	(3) 当期純利益	3,571百万円
	(4) 純資産額	2,347百万円
	(5) 総資産額	3,593百万円

3 . 特定子会社に該当しております。

4 . 上記に含まれない連結子会社は27社、持分法適用会社は 2 社であります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「インターネットを通じて、世界をより良くする。」をミッションとして掲げ、インターネットの新たな可能性を開拓することを通じて、世の中に新しい価値を提供し続けていくことを目指しております。当社グループは、このような経営の基本方針に基づいて事業を展開しながら、企業価値並びに株主価値の増大を図ってまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループが重視している経営指標は、売上高及び営業利益であります。また、これらを支える営業上の指標として、ユーザー数、ユーザー当たり売上高等を重視しております。

(3) 経営環境

我が国における個人のスマートフォン保有率は78.9%（出典：総務省「令和7年通信利用動向調査の結果」）となり、また2025年の国内ゲームコンテンツの市場規模は前年比8.0%増の2兆5,885億円（出典：株式会社角川アスキー総合研究所「ファミ通ゲーム白書2026」）となりました。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループでは、新たな収益源の確保を重要課題としており、以下の対処すべき課題を認識しております。

ゲーム事業

ゲーム事業は、既存タイトルの長期安定運用と収益性の改善を通じて収益基盤を強化するとともに、新規ヒットタイトルの安定的な創出を目指してまいります。また、コンシューマゲームの企画・開発等も積極的に推進し、マルチプラットフォーム展開を基本とした開発体制を強化することで、収益機会の最大化を図ってまいります。

VTuber事業

VTuber事業は、収益力の強化と成長に向けた投資の両立を継続してまいります。ライブ配信アプリ「REALITY」は収益力強化を一層推進し、事業の安定的な成長を目指してまいります。また、VTuber事務所の運営においては、国内外でのタレント育成・発掘及びコンテンツ拡充への投資を継続し、更なる事業規模の拡大と新たな収益機会の創出に取り組んでまいります。

IP事業

IP事業は、継続的な成長の柱とすべく、長年にわたる実績を有するアニメ事業等でIPを獲得・創出し、マーチャンダイジング事業等の新規事業においてIPを活用するサイクルを拡大させ、事業規模の拡大を目指してまいります。

DX事業

DX事業は、グループ全体の利益基盤を底堅く支え継続的に成長する姿を目指し、低採算案件を縮小しつつ高採算案件を積み上げることで、着実な利益成長を実現してまいります。

エンジニアリング事業

エンジニアリング事業は、グループ共通技術部門における長年の社内運用で蓄積された高度な開発・運用のノウハウ及び技術アセットの社外提供を本格化させ、リカーリング型の収益が期待できる案件の重層化により継続成長を目指すため、外販・営業体制を強化してまいります。

組織体制の強化と内部統制及びリスクマネジメント体制の強化

当社グループは、更なる事業成長のため各事業分野で活躍できる優秀な人材の採用及び育成に取り組んでまいります。また、各事業セグメントにおいて潜在する各種リスク群も踏まえて、リスクマネジメント体制の強化を進めており、これを適切に運用することで各事業の健全かつ持続的な成長につなげてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

当社グループは、その存在意義を「インターネットを通じて、世界をより良くする。」と定め、当社の持つノウハウや利益を社会に還元することで、活力ある社会の実現に寄与します。また、当社は、その目指す姿を「毎日楽しく幸せに、社会を自由で効率的に。」と定め、昨日よりも今日、今日よりも明日を豊かにしていくためのサービスを提供することで、豊かで笑顔溢れる社会の実現に寄与します。当社は、社会が持続可能で、誰もが豊かで多様な価値観にあふれるものであるべきと考えており、その実現のために、企業市民、地域社会の一員として、当社の役割や責任を自覚し、多様性に富み、安心安全な社会の構築と、様々な社会的課題の解決に向け継続的に取り組んでまいります。当社のサステナビリティに関する取り組みは、当社のコーポレートサイトに掲載しております。

<https://hd.gree.net/jp/ja/sustainability/>

なお当社グループでは、サステナビリティ関連を含む多様化するリスクに備えて、「リスクマネジメント規程」をはじめとする各種社内規程を策定し、リスクマネジメント態勢を整備しています。具体的には、取締役会がグループ経営会議で審議された重要事項についての報告を受け、必要に応じて改善指示を行うことで気候変動の対応策等について監督を行っています。

(2) 重要なサステナビリティ項目

上記、ガバナンス及びリスク管理を通して識別された当社グループにおける重要なサステナビリティ項目は以下のとおりであります。

- ・気候変動への対応に関する考え方及び取組
- ・知的財産への投資に関する考え方及び取組
- ・人的資本への投資に関する考え方及び取組

それぞれの項目に係る当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

気候変動への対応に関する考え方及び取組

当社グループは、「多様性のある社会実現への貢献」の一環として、気候変動リスクを特に重要な経営課題と位置付けて、その対応を検討してまいりました。そこで、当社は、2022年9月にTCFD提言への賛同を表明するとともに、TCFDの枠組みに基づき、ガバナンス、戦略、リスク管理及び指標と目標の4分野の開示を行い、気候変動リスクへの対応について報告をしております。詳細については、当社のコーポレートサイトに掲載しております。

<https://hd.gree.net/jp/ja/sustainability/social/tcfd.html>

知的財産への投資に関する考え方及び取組

当社グループは、事業展開に合わせ、知的財産の保護や権利化を積極的に行っております。製品・サービスの新規開発やグローバル対応等、事業展開により創出される製品・サービスの保護と新規技術の権利化のため、特許権・商標権等について、適宜調査・審査した上で、積極的に出願を進めております。

また、当社が提供する製品・サービスやソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害することのないよう、社内ルール構築、社内教育並びに事業部門・法務部門における事前確認を行っております。

また、他者による権利侵害についても調査のうえ速やかに適切な対策を講じております。詳細については、当社のコーポレートサイトに掲載しております。

<https://hd.gree.net/jp/ja/sustainability/management/intellectual-property.html>

人的資本への投資に関する考え方及び取組

当社グループでは従業員がお互いに切磋琢磨し合い、一人ひとりの高い成長を実現するために「挑戦できる」、「成長できる」、「称えあえる」、「社会貢献できる」という4つのキーワードに基づき、様々な成長支援制度を導入し、多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組んでおります。今後も従業員の成長を支援することで、人的資本の観点から当社の目指す姿の実現や持続的な成長を推進してまいります。詳細については、当社のコーポレートサイトに掲載しております。

<https://hd.gree.net/jp/ja/sustainability/social/program/>

また、当社グループは、国籍や性別、バックグラウンドを問わない多様な人材の活躍が重要であると考えており、今後も継続して性別、年齢、国籍、入社経路を問わない多様な人材の採用・育成・登用を行ってまいります。

（称えあえる文化の醸成）

当社グループは、従業員の貢献を称えあう文化を醸成するため、表彰制度GAWP（GREE Award Program）を運用しております。各部署ごとに活躍した社員を表彰するMVP、入社1年で最も活躍した新卒社員を表彰するRookie Award、勤続10年目の社員にリフレッシュ休暇（10日間）を付与する10 Years Awardなどを通じて、従業員同士が互いの成果を称えあい、働くことの幸福を感じられる組織づくりに取り組んでおります。

（多様な働き方を支える制度・環境整備）

当社グループは、全従業員が安心して仕事に取り組めるよう、以下の制度を整備しております。

- ・GREE Family Support：子どもの登園禁止や妊娠中の体調不良等で出社が困難な場合に月2回まで利用できる「ファミリー在宅」、家族の病院付き添いや妊娠中の健康診査のために年次有給休暇とは別に年5日付与する「ファミリー休暇」、就業時間中のベビーシッターサービス利用補助、子どもが小学校を卒業するまで利用可能な時短勤務・時差出勤等により、仕事と育児の両立を支援しております。
- ・GREE Lifestyle Support：従業員持株会（自社株購入時に会社より奨励金を支給）、企業型確定拠出年金（加入の有無・拠出額を自由に選択可能）等により、従業員の資産形成をサポートしております。
- ・ダイバーシティの推進：特例子会社グリービジネスオペレーションズ株式会社（2012年5月認定）を通じて障がい特性に配慮した職場づくりを行うなど、障がい者雇用を促進しております。また、看護・介護に対応した柔軟な休暇制度を整備し、多様な働き方を支援しております。

（指標及び目標）

当社は、「インターネットを通じて、世界をより良くする。」というコーポレートミッションのもと、まだ世の中にはない新しい価値や驚き、喜びやワクワクをより多くの人々へ提供するために日々挑戦を続けております。その実現のためには性別、年齢、国籍、入社経路等を問わない多様な人材の活躍が重要であると考えており、今後も多様な人材の採用・育成・登用を継続してまいります。

こうした考え方のもと、当社は、中核人材の登用等における多様性の確保に係る自主的かつ測定可能な目標として、女性管理職比率について15.0%（2026年6月末時点実績15.0%）を基準として定め、向上を推進することとしております。女性管理職比率は継続的に計測・開示しており、每期その達成状況を確認してまいります。また、多様性の確保に向けた人材育成方針として、「挑戦できる」、「成長できる」、「称えあえる」、「社会貢献できる」という4つのキーワードに基づく様々な成長支援制度を導入するとともに、社内環境整備方針として、社員のライフステージに合った働き方ができる環境づくりのためのオリジナルプログラム（GREE Family Support等）を運営しております。これらの方針及び実施状況の詳細については、当社のコーポレートサイトに掲載しております。

<https://hd.gree.net/jp/ja/sustainability/social/>

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため記載しておりません。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

事業環境に係るリスク

スマートフォンゲームについて

スマートフォンゲームの高機能化、多機能化による質の向上に伴う開発難易度の上昇により開発期間が長期化し、開発費が高騰する傾向にあります。

また、競合他社との競争激化に伴い、ユーザー獲得が想定どおりに進まなかった場合やユーザー数が減少した場合、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

当社グループは、急速な技術革新に柔軟に対応すべく、先端的なテクノロジーに対する知見やノウハウの蓄積、更には高度な技能を習得した優秀な技術者の採用・育成に取り組んでおります。近年では、生成AIを含む人工知能技術や大規模言語モデル、機械学習、クラウドコンピューティング、量子技術など、新たな技術潮流が事業環境や競争構造を急速に変化させており、これらの技術動向を適切に把握・活用することが重要となっております。しかしながら、こうした変化に対する適切な対応が遅れた場合、また、これらの対応に伴うシステム投資や人件費等の支出が拡大した場合には、当社グループの技術的優位性やサービス競争力の低下を招き、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

事業展開に関するリスク

スマートフォンゲームの展開について

当社グループが提供するサービスを、様々なユーザーに継続的に利用していただくため、エンターテインメント性の高いコンテンツを揃えております。しかしながらユーザーの嗜好の多様化、コンテンツの陳腐化に起因する課金ユーザー比率の低下、課金利用の減少等が生じる場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

ライブ配信アプリ「REALITY」の展開について

当社グループは、VTuber事業を推進しております。VTuber事業ではライブ配信アプリ「REALITY」を中心に規模を拡大してまいりますが、見通しとは異なる状況が発生するなどにより事業の展開が計画どおりに進まない場合、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

投資事業について

当社グループは、投資事業においてインターネット・IT領域を中心に投資するベンチャーキャピタルやスタートアップへの投資をおこなっております。出資先企業の事業計画の達成状況や、将来の成長性又は業績に関する見通しが悪化した場合には、投資の回収が出来ず、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

有料課金サービスに関するリスクについて

当社グループが運営する「GREE」や各種スマートフォンゲーム、「REALITY」においては、有料ガチャ（金銭もしくは金銭で購入できる前払式支払手段を直接の対価として行うことができるランダム型アイテム提供方式）が主な収益源となっております。当社グループでは、業界団体が定めるガイドライン等を遵守するとともに、必要な社内規程を整備して事業展開しておりますが、上記ガイドラインや社内規程が適切に運用されない場合、ユーザー数の減少、課金ユーザー比率の低下、課金利用の減少等により、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

国際展開について

当社グループは各種スマートフォンゲーム、「REALITY」について日本国内に加えて海外での展開を推進しておりますが、各国の法令、制度・規制、政治・社会情勢、文化、宗教、ユーザー嗜好、商習慣の違い、為替等をはじめとした潜在的リスクに対処出来ないことなどにより事業を推進していくことが困難となった場合に、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業について

当社グループは、事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるため、今後も引き続き、積極的にビジネス領域の拡大に取り組んでいく考えであります。これによりシステム投資、広告宣伝費等の追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、見通しとは異なる状況が発生するなどにより新サービスや新規事業の展開が計画どおりに進まない場合、投資を回収出来ず、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

システムに関するリスク

システム等に関連する投資及び費用負担について

当社グループは、サービスの安定稼働及びユーザー満足度の向上を図るため、サービスの成長や技術環境の変化に応じて、システム及びインフラの増強・高度化、情報セキュリティ対策の強化並びに新サービスの導入等に継続的な投資を行うとともに、クラウドサービスその他の外部サービスを利用しております。これらの投資及びサービス利用に当たっては、ユーザー数、トラフィック、データ処理量等を踏まえて必要な処理能力及び費用を見積もり、利用状況及びコストの継続的なモニタリング並びにシステム構成の最適化等に努めております。

しかしながら、実際のユーザー数、トラフィック、データ処理量若しくは必要な計算資源が当初の予測から大幅に乖離した場合、又はクラウドサービスその他の外部サービスの料金体系若しくは契約条件が変更された場合には、追加投資又は利用料その他のシステム関連費用が当初の計画を上回る、あるいは、利用状況が予測を下回った場合には、先行投資に見合う効果を十分に得られない可能性があります。その結果、当社グループの事業展開、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

サービス及びシステムの障害並びにインターネット接続環境の不具合について

当社グループは、サービス及びそれを支えるシステム、並びにインターネット接続環境の安定した稼働が事業運営の前提であると認識しており、安定的なシステム運用体制の構築に努めております。しかしながら、予期せぬ自然災害や事故、ユーザー数及びトラフィックの急増や大規模なクラウドサービスの障害、ネットワーク経由の不正アクセスやコンピューターウィルスの感染など、様々な問題が発生した場合にはサービスの安定的な提供が困難となり、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

経営体制に関するリスク

特定人物への依存について

当社グループの代表取締役会長兼社長である田中良和は、創業者であると同時に創業以来当社グループの事業推進、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を担ってまいりました。

当社グループでは、取締役会や経営会議等において役員及び社員への情報共有や権限委譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由により同氏が当社グループの経営執行を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保について

当社グループは、事業戦略の遂行、更なる事業展開、企業成長に伴い、継続的に幅広く優秀な人材を採用・育成し続けることが必須であると認識しております。質の高いサービスの安定稼働や競争力の向上に当たっては、開発部門を中心に極めて高度な技術力・企画力を有する人材が要求されていることから、当該人材の採用及び既存の人材の更なる育成・維持に積極的に努めてまいります。しかしながら、当社グループの採用基準を満たす優秀な人材の確保や人材育成が計画どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社グループでは、企業価値の持続的な増大を図るためにコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらには健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しており、内部管理体制の充実に努めております。しかしながら、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンスに関するリスク

コンプライアンス体制

当社グループでは、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのため、コンプライアンスに関する社内規程を策定し、社内研修、ポータルサイトへの掲載等の手段により周知徹底を図り、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。

しかしながら、これらの取組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社グループの事業運営に関してコンプライアンス上問題のある事態が発生した場合、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが提供するサービスの安全性及び健全性の維持について

当社グループが提供するサービスにおいて、不特定多数のユーザーが利用していることから、様々な問題が発生するリスクが潜在しております。また、ユーザー数の拡大や多様化に伴い、ユーザーがより安心して安全に利用出来る環境を整備していくことが事業者にも求められております。

当社グループでは、これらの問題について、以下のような取り組みを行っております。

- (a) 利用規約による禁止行為の明確化
- (b) 投稿等の監視体制及びユーザーへの教育、啓発
- (c) 「グループリスクマネジメント委員会」の設置
- (d) 青少年の保護及び健全育成、利用環境の向上に向けた対応

これらの施策により、当社グループが提供するサービスについては現段階において一定の安全性・健全性は保たれているものと認識しており、今後も、監視人員の拡充や関連システムの機能強化、ユーザーへの啓発・教育活動を推進する方針であります。しかしながら、当社グループが提供するサービスに関連して何らかの問題が発生した場合には、当社グループが法的責任を問われるほか、当社グループ及び当社グループが提供するサービスの信頼性やブランドが毀損し、サービスの安定的な提供が困難となり、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

不正行為等によるリスクについて

当社グループは、第三者が提供するプラットフォームを介して、各種ゲームや「REALITY」などを配信しております。これらのプラットフォーム上で、一部の悪質なユーザーがアイテム等を不正な方法で入手して利用する等の行為が発覚しており、不正防止のための取り組みが課題となっております。このような不正行為の存在は当社グループの意図するところではなく、システム面での防止策のみならず利用規約での禁止やユーザーへの啓発を積極的に行うとともに、違反者には利用停止や強制退会を含む厳正な措置を行う等の対策を取っております。

万が一、当社グループのサービスを利用した不正行為が発生した場合には、当社グループの信頼性やブランドが毀損すること等により、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社グループは、インターネットサービス等事業者として、インターネットに関連する法的規制その他の法規制の遵守は経営上の重要課題であると認識しております。規制を受けるものとして「電気通信事業法」、「資金決済に関する法律」、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「特定商取引に関する法律」、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」及び「フリーランス・事業者間取引適正化等法」等の各種法令や、各法令の監督官庁が定める省令・指針・ガイドライン等があります。このような法令の制定や改正、監督官庁による行政処分、新たな規制の策定又は改定等により、当社グループの事業が新たな制約を受け、又は既存の規制が強化された場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの事業に適用のある法令のうち、特に重要な規制は以下のとおりです。「個人情報の保護に関する法律」については後述します。

(i) 「電気通信事業法」

当社グループは、電気通信事業法の定めに従って「電気通信事業者」として届出を行っているため、通信の秘密の保護等の義務が課されております。当社グループにおいてはその法律に沿った運用を行っておりますが、当社グループが本法令に違反し行政処分等を受けた場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(ii) 「資金決済に関する法律」

「GREE」内のゲーム内専用通貨「GREEコイン」及び他社プラットフォーム内で当社グループ名義で配信している各ゲームの専用通貨等が適用の対象となります。当社グループは、その法律に沿った運用を行っておりますが、当社グループが本法令に違反し行政処分等を受けた場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループが海外事業を展開する上では、商取引、広告、景品、個人情報、プライバシー、未成年保護、独占禁止、知的財産権、消費者保護、暗号資産等に関する現地の法規制並びに事業展開及び投資を行うために必要とされる現地政府の許認可等、諸外国・地域の法規制が適用されます。これらの法規制等の改正や新たな法規制の策定により当社グループの事業が新たな制約を受け、又は既存の規制が強化された場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報保護について

当社グループでは、インターネットサービスの提供を通じ、ユーザーの個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務及び各国の個人情報保護法遵守の義務を課されております。当社グループは、個人情報の外部漏洩・改ざん等の防止のため、個人情報を取り扱う際の業務フローや権限体制を明確化しております。また、個人情報保護規程をはじめとした個人情報管理に関連する規程や規則等を制定し、従業員への定期的な教育により個人情報保護に関する意識の向上を図ることで、同法及び関連法令等の法的規制の遵守に努めております。

しかしながら、当社グループの関係者や業務提携・委託先などの故意又は過失、コンピューターシステムの瑕疵、コンピューターウイルス、外部からの不正な手段によるコンピューター内への侵入等により個人情報が外部に流出したり、悪用される事態が発生した場合には、当社グループが損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があるほか、海外法規に基づき高額な罰金が科されるリスクがあります。加えて、当社グループ並びに当社グループのサービスの信頼性やブランドが毀損し、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

第三者との係争について

当社グループは、法令遵守を基本としたコンプライアンス活動の推進により、役員、従業員の法令違反等の低減努力を実施しております。しかしながら、ユーザー、取引先、従業員その他第三者との予期せぬトラブル、訴訟等が発生する可能性があります。また、後述のとおり知的財産権に関する訴訟の可能性もあります。係る訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生やブランドイメージの悪化等により、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権に関するリスク

知的財産権の保護に関する方針について

当社グループは、法令遵守及び企業の社会的責任に鑑み、知的財産権の保護は重要な課題であると認識しております。そのため、当社グループの役員及び従業員による第三者の知的財産権の侵害が発生せぬよう、社内規則の整備や社内教育の充実により防止策を徹底しております。しかしながら、過失により当社グループの役員及び従業員が第三者の知的財産権を侵害する事態が発生した場合には、当社グループが損害賠償を含む法的責任を負う可能性があるほか、当社グループ並びに当社グループのサービスの信頼性やブランドが毀損し、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、当社グループの知的財産権の保護に努めておりますが、その対応のために多額の費用が発生した場合や、当社グループの知的財産権が適切に保護されず、当社グループの競争優位性が保持されない場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特許に関連する動向について

当社グループは、現時点において、当社グループの事業・サービスに対して重大な影響を及ぼす特許に関わる問題・事象は無いものと認識しております。但し、インターネット関連技術においては、特許権の範囲が不明確であることから、潜在的なものも含めた特許紛争の対応に係る費用が膨大となること等により、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループのサービスに掲載されるコンテンツについて

当社グループが提供するコンテンツについては、担当事業部門及び法務部門が第三者の知的財産権侵害が行われていないことを確認する体制を確立しております。しかしながら、第三者の知的財産権の内容や見解の相違等によって、意図せず当社グループに対して知的財産権侵害の責任が追及された場合、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、外部デベロッパーが提供するコンテンツやユーザー自身が投稿するコンテンツについては、規約の整備等により第三者の知的財産権侵害のリスクを低減するよう努めていますが、当社グループの法的責任を追及され、意図せず訴訟等の紛争に発展した場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

業務提携、M&A（企業買収等）に関するリスク

他社との業務・資本提携等について

当社グループでは、業務・資本提携、合併等を通じた事業の拡大に取り組んでおります。当社グループと提携先・合併先の持つ事業運営ノウハウ等を融合させることにより、大きなシナジー効果を発揮することを目指しておりますが、当初見込んだ効果が発揮されない場合、又はこれらの提携等が解消された場合、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

M&Aによる事業拡大について

当社グループは、事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるにあたり、これらを加速する手段のひとつとして、M&Aを活用する場合があります。M&Aに当たっては、被買収企業の財務内容や契約関係等についての詳細な事前審査を行い、十分にリスクを吟味した上で決定しておりますが、被買収企業に偶発債務の発生や未認識債務の判明等事前の調査で把握出来なかった問題が生じた場合、また、事業の展開等が計画どおりに進まない場合、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、買収により、当社グループが従来行っていない新規事業が加わる際には、その事業固有のリスク要因が加わります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

業績

我が国における個人のスマートフォン保有率は78.9%（出典：総務省「令和7年通信利用動向調査の結果」）となり、また2025年の国内ゲームコンテンツの市場規模は前年比8.0%増の2兆5,885億円（出典：株式会社角川アスキー総合研究所「ファミ通ゲーム白書2026」）となりました。

このような環境のもと、当社グループはゲーム事業、VTuber事業、IP事業、DX事業、エンジニアリング事業、投資事業の各セグメントにおいて積極的な投資に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の当社グループ業績は、売上高51,324百万円（前連結会計年度比10.1%減）、営業利益4,026百万円（同17.2%減）となりました。経常利益は為替差益が前連結会計年度より大きく増加し4,936百万円（同31.3%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は4,088百万円（同242.3%増）となりました。

なお、従来の「メタバース事業」について、事業内容をより適正に表示するため、当連結会計年度より「VTuber事業」へ名称を変更いたしました。当該変更はセグメントの名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

また、従来「その他」に区分していたグループ共通技術部門を事業化した領域について、量的な重要性が増したため新設した「エンジニアリング事業」に区分することといたしました。

対前連結会計年度の増減及び増減率については、前連結会計年度の数値を変更後の区分方法に組み替えた数値に基づいて作成しております。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

a. ゲーム事業

既存タイトルの長期運営体制による収益安定化に取り組むとともに、新規タイトルの開発を進めてまいりました。当連結会計年度においては既存タイトルを中心とした事業運営となり軟調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高29,439百万円（前連結会計年度比20.3%減）、営業利益3,712百万円（同19.2%減）となりました。

b. VTuber事業

プラットフォーム事業において、「REALITY」のコンテンツ拡充及び機能拡充を進めてまいりました。また、プロダクション事業における積極的な投資を継続し、VTuber事業全体で堅調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高9,164百万円（前連結会計年度比10.7%増）、営業利益1,486百万円（同125.1%増）となりました。

c. IP事業

ライセンス事業が軟調に推移しながらも、当セグメントにおける新規事業の本格的な立ち上げに向けた投資等を継続して進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,812百万円（前連結会計年度比4.3%増）、営業損失23百万円（前連結会計年度は営業利益282百万円）となりました。

d. DX事業

リカーリング型の事業構造への転換に向けた積極的な投資を継続しながらDX事業全体で計画通り進捗し、堅調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高7,414百万円（前連結会計年度比5.3%増）、営業利益974百万円（同5.6%増）となりました。

e. エンジニアリング事業

グループ共通技術部門における長年の社内運用で蓄積された高度な開発・運用のノウハウや実用的な技術アセットを、新規事業として社外へ提供開始しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,321百万円（前連結会計年度比328.7%増）、営業利益712百万円（同306.3%増）となりました。

f. 投資事業

インターネット・IT領域を中心に投資するベンチャーキャピタルやスタートアップへの投資に取り組んでまいりました。投資先ファンドからの分配は減少し、また、投資先ファンドにおける保有株式の評価替えの影響等により軟調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,621百万円（前連結会計年度比21.7%減）、営業損失715百万円（前連結会計年度は営業損失413百万円）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、前連結会計年度末に比べ9,706百万円減少し、当連結会計年度末の残高は74,194百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、1,970百万円（前連結会計年度は674百万円の獲得）となりました。これは主に、営業投資有価証券の増加2,550百万円及び未払金の減少1,415百万円があった一方、税金等調整前当期純利益5,324百万円及び売上債権の減少1,347百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は、1,539百万円（前連結会計年度は312百万円の獲得）となりました。これは主に、投資有価証券の償還による収入1,000百万円及び投資有価証券の売却による収入987百万円があった一方、投資有価証券の取得による支出3,499百万円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により支出した資金は、10,882百万円（前連結会計年度は6,023百万円の獲得）となりました。これは主に、非支配株主からの払込みによる収入736百万円があった一方、社債の償還による支出9,000百万円及び配当金の支払による支出2,479百万円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

インターネットを利用したサービスの提供及びベンチャーキャピタルやスタートアップへの投資を事業としており、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

b. 受注実績

概ね受注から役務提供の開始までの期間が短いため、受注実績に関する記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)	
	販売高(百万円)	前年同期比(%)
ゲーム事業	29,439	20.3
VTuber事業	9,164	10.7
IP事業	1,812	4.3
DX事業	7,414	5.3
エンジニアリング事業	1,321	328.7
投資事業	2,621	21.7
調整額(注1)	450	-
合計	51,324	10.1

(注) 1. 調整額はセグメント間の取引消去であります。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)		当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
Apple Inc.	13,412	23.5	7,188	14.0
Google Inc.	12,446	21.8	7,677	15.0
Stripe, Inc.(注)	-	-	6,784	13.2

(注) Stripe, Inc.の前連結会計年度の販売実績につきましては、総販売実績に対する割合が10%未満であるため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は125,547百万円(前連結会計年度末比7,349百万円減)となりました。

流動資産は112,413百万円(前連結会計年度末比5,006百万円減)となりました。主な減少要因は「有価証券」、「営業投資有価証券」及び「現金及び預金」がそれぞれ9,222百万円、3,233百万円、1,570百万円増加した一方、「金銭の信託」、「売掛金及び契約資産」及び流動資産の「その他」がそれぞれ16,500百万円、1,347百万円、1,034百万円減少したことによるものであります。

固定資産は13,134百万円(前連結会計年度末比2,343百万円減)となりました。主な減少要因は「繰延税金資産」が1,036百万円増加した一方、「投資有価証券」、「有形固定資産」及び投資その他の資産の「その他」がそれぞれ2,768百万円、341百万円、235百万円減少したことによるものであります。

当連結会計年度末における負債合計は28,743百万円(前連結会計年度末比10,507百万円減)となりました。

流動負債は17,300百万円(前連結会計年度末比4,302百万円減)となりました。主な減少要因は「未払法人税等」及び流動負債の「その他」がそれぞれ505百万円、428百万円増加した一方、「1年内償還予定の社債」、「未払金」及び「契約負債」がそれぞれ3,000百万円、1,472百万円、745百万円減少したことによるものであります。

固定負債は11,442百万円(前連結会計年度末比6,204百万円減)となりました。主な減少要因は「社債」及び固定負債の「その他」がそれぞれ6,000百万円、204百万円減少したことによるものであります。

当連結会計年度末における純資産合計は96,804百万円(前連結会計年度末比3,157百万円増)となりました。主な増加要因は、「その他有価証券評価差額金」が395百万円減少した一方、「利益剰余金」、「非支配株主持分」及び「為替換算調整勘定」がそれぞれ1,541百万円、1,094百万円、695百万円増加し、「自己株式」が352百万円減少したことによるものであります。

企業の安定性を示す自己資本比率は、当連結会計年度末は75.8%であります。また、支払能力を示す流動比率は当連結会計年度末は649.8%となっております。

経営成績の分析

売上高は、51,324百万円(前連結会計年度比10.1%減)となりました。売上高の分析につきましては、「(1) 業績等の概要 業績」をご参照ください。

売上原価は、26,880百万円(前連結会計年度比3.7%減)となりました。

主な減少要因は、協業ゲーム運営に係る業務委託費等の減少によるものであります。

販売費及び一般管理費は20,417百万円(前連結会計年度比16.1%減)となりました。

主な減少要因は、決済代行手数料の減少によるものであります。

営業外収益は、1,402百万円(前連結会計年度比314.0%増)となりました。

主な増加要因は、為替差益の増加によるものであります。

営業外費用は、492百万円(前連結会計年度比65.8%減)となりました。

主な減少要因は、為替差損の減少によるものであります。

特別利益は、421百万円(前連結会計年度比443.0%増)となりました。

主な増加要因は、投資有価証券売却益の増加によるものであります。

特別損失は、33百万円(前連結会計年度比82.7%減)となりました。

主な減少要因は、関係会社株式売却損の減少によるものであります。

キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「(1)業績等の概要
キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載しております。

経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループは将来の経営環境の変化への対応や新規事業の開発等のために必要な資金を内部留保しております。当社グループの運転資金需要の主なものは、ゲーム事業における開発費、各事業における広告宣伝費等の営業費用になります。また、重要課題である新たな収益源の確保のため、ゲーム事業における新規ヒットタイトルの安定的な創出、またVTuber事業、IP事業及びDX事業における事業規模の拡大に取り組んでいく方針であります。これらの資金需要は自己資金でまかなうことを基本とし、必要に応じて資金調達を実施いたします。

また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は74,194百万円となっております。

5 【重要な契約等】

(1) 主要な取引契約

相手先の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
Apple Inc.	Apple Developer Program License Agreement	iOS搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	1年間（1年毎の自動更新）
Google Inc.	Google Play デベロッパー販売/配布契約	Android搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	定めなし

(2) その他の重要な契約

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、スマートフォン向けゲームコンテンツの開発を行っております。当連結会計年度においては、ゲーム事業において1,191百万円の研究開発費を計上しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資は28百万円で、その主な内容は、備品購入費用及びソフトウェア購入費用等であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

提出会社

2026年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物	構築物	工具、器 具及び備 品	その他	合計	
本社 (東京都港区)	全セグメント	業務設備	1,162	3	181	4	1,351	122〔125〕

- (注) 1. 当社は、現在休止中の設備はありません。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(常駐の委託社員を含む)は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
3. 上記事業所の建物を賃借しております。年間賃借料は820百万円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	640,000,000
計	640,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年 6 月30日)	提出日現在発行数 (株) (2026年 9 月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	179,749,700	179,749,700	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数100株
計	179,749,700	179,749,700	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2026年 9 月 1 日から本有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2016年 9月27日取締役会決議

決議年月日	2016年 9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6
新株予約権の数(個)	731
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 73,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2016年10月14日 至 2026年10月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 533 資本組入額 266.5
新株予約権の行使の条件	(注) 1, 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2026年 6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年 8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にある者であることを要する。
2. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
3. 当社が合併(会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ会社により取得されていない本新株予約権の権利者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
本新株予約権の目的たる株式と同種の再編対象会社の株式
- (3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (5) 交付する新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (7) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

2017年 9月27日取締役会決議

決議年月日	2017年 9月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
新株予約権の数（個）	1,069
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 106,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 2017年10月13日 至 2027年10月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 766 資本組入額 383
新株予約権の行使の条件	（注）1，2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2026年 6月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年 8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にある者であることを要する。
- 2．その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
- 3．当社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ会社により取得されていない本新株予約権の権利者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
本新株予約権の目的たる株式と同種の再編対象会社の株式
 - (3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 交付する新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 交付する新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (9) 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

2018年9月26日取締役会決議

決議年月日	2018年9月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
新株予約権の数（個）	974
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 97,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 2018年10月12日 至 2028年10月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 482 資本組入額 241
新株予約権の行使の条件	（注）1，2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2026年6月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にある者であることを要する。
- 2．その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
- 3．当社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ会社により取得されていない本新株予約権の権利者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- （1）交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - （2）交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
本新株予約権の目的たる株式と同種の再編対象会社の株式
 - （3）交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - （4）交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - （5）交付する新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - （6）交付する新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - （7）交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - （8）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - （9）交付する新株予約権の取得
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

2019年9月25日取締役会決議

決議年月日	2019年9月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
新株予約権の数（個）	774
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 77,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 2019年10月11日 至 2029年10月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 458 資本組入額 229
新株予約権の行使の条件	（注）1，2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2026年6月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にある者であることを要する。
- 2．その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
- 3．当社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ会社により取得されていない本新株予約権の権利者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
本新株予約権の目的たる株式と同種の再編対象会社の株式
 - (3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 交付する新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 交付する新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (9) 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

2020年9月29日取締役会決議

決議年月日	2020年9月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
新株予約権の数（個）	840
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 84,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 2020年10月14日 至 2030年10月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	（注）1，2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2026年6月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にある者であることを要する。
- 2．その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
- 3．当社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ会社により取得されていない本新株予約権の権利者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
本新株予約権の目的たる株式と同種の再編対象会社の株式
 - (3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 交付する新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 交付する新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (9) 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

2021年9月28日取締役会決議

決議年月日	2021年9月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
新株予約権の数（個）	320
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 32,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 2021年10月14日 至 2031年10月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 810 資本組入額 405
新株予約権の行使の条件	（注）1，2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2026年6月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にある者であることを要する。
- 2．その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
- 3．当社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ会社により取得されていない本新株予約権の権利者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
本新株予約権の目的たる株式と同種の再編対象会社の株式
 - (3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 交付する新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 交付する新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (9) 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

2022年9月27日取締役会決議

決議年月日	2022年9月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の数（個）	1,243
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 124,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 2022年10月14日 至 2032年10月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 777 資本組入額 388.5
新株予約権の行使の条件	（注）1，2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2026年6月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にある者であることを要する。
- 2．その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
- 3．当社が合併（会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ会社により取得されていない本新株予約権の権利者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
本新株予約権の目的たる株式と同種の再編対象会社の株式
 - (3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 交付する新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 交付する新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (9) 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年12月28日 (注)	62,500,000	179,749,700	-	100	-	2,365

(注) 発行済株式総数の減少数 62,500,000株は、株式の消却によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2026年 6 月30日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数 100株 ）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	12	32	121	138	112	29,827	30,242	-
所有株式数（単元）	-	191,310	22,321	1,129,713	123,333	714	329,439	1,796,830	66,700
所有株式数の割合（％）	-	10.65	1.24	62.87	6.86	0.04	18.33	100.00	-

(注) 1 . 自己株式193,258株は、「個人その他」に1,932単元及び「単元未満株式の状況」に58株を含めて記載しております。

2 . 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与 E S O P 信託口及び役員報酬 B I P 信託口) が所有する当社株式7,715,820株は、「金融機関」に77,158単元及び「単元未満株式の状況」に20株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2026年 6 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社セコイア	東京都港区赤坂 2 丁目23 - 1	110,961	61.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂 1 丁目 8 - 1	8,568	4.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与 E S O P 信託口・76166口)	東京都港区赤坂 1 丁目 8 - 1	5,091	2.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P 信託口・76759口)	東京都港区赤坂 1 丁目 8 - 1	2,624	1.46
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 12	1,893	1.05
藤本 真樹	東京都港区	1,886	1.05
内藤 征吾	東京都中央区	1,851	1.03
セントラル短資株式会社	東京都中央区日本橋本石町 3 丁目 3 - 14	1,187	0.66
BNP PARIBAS SINGAPORE / 2 S / JASDEC / TD SECURITIES (USA) LLC / BOOK - ENTRY JGBS + CORPORATE BONDS / TAXABLE (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1 VANDERBILT AVE10017 NEW YORK (東京都中央区日本橋 3 丁目11 - 1)	1,180	0.66
山岸 広太郎	東京都港区	939	0.52
計	-	136,184	75.85

(注) 当社は、自己株式193千株を保有しておりますが、議決権がないため上記の大株主より除外しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年 6 月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 193,200	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 179,489,800	1,794,898	-
単元未満株式	普通株式 66,700	-	-
発行済株式総数	179,749,700	-	-
総株主の議決権	-	1,794,898	-

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与 E S O P 信託口及び役員報酬 B I P 信託口) が所有する当社株式7,715,820株は、「完全議決権株式 (その他) 」の欄に7,715,800株 (議決権の数77,158個) 及び「単元未満株式」の欄に20株を含めて記載しております。

【自己株式等】

2026年 6 月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
グリーホールディングス 株式会社	東京都港区六本木 六丁目11番 1 号	193,200	-	193,200	0.11
計	-	193,200	-	193,200	0.11

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与 E S O P 信託口及び役員報酬 B I P 信託口) が所有する当社株式7,715,820株は、上記自己株式に含めておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(E S O P 信託)

1 . E S O P 信託の概要

当社は、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、当社グループ従業員の当社の業績や株価への意識を高め、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与 E S O P 信託」(以下、「E S O P 信託」といいます。)を導入しております。

E S O P 信託とは、米国の E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の報酬制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。当社が当社及び当社子会社の従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定いたします。当該信託は予め定める株式付与規程に基づき当社及び当社子会社の従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得いたします。その後、当該信託は株式付与規程に従い、信託期間中の従業員の職位等に応じた当社株式を、在職時に無償で従業員に交付いたします。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効であります。

2 . 従業員等に取得させる予定の株式の総数

8,784,600株

3 . E S O P 信託による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

一定の要件を充足する当社及び当社子会社の従業員

(役員報酬 B I P 信託)

1 . 役員報酬 B I P 信託の概要

当社は、当社の取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ)及び上級執行役員(取締役を兼務する者及び国内非居住者を除く。以下あわせて「対象取締役等」という。)を対象とした株式報酬制度(以下、「当該制度」という。)を導入しております。

当該制度は、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託(以下、「B I P 信託」という。)と称される仕組みを採用しております。当該制度は、対象取締役等の役位及び業績達成度等により当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を対象取締役等に交付及び給付する制度です。当社は、当該制度の実施のため設定した B I P 信託の信託期間が満了した場合、原則として、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、当該制度を継続的に実施することを予定しています。

当該制度の導入により、対象取締役等を対象に、対象取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、対象取締役等の企業価値増大への貢献意識及び企業価値の最大化への貢献意欲を一層高めることを目的としております。

2 . 対象取締役に取得させる予定の株式の総数

対象期間：2022年11月から 2027年11月まで

対象取締役等に対しての上限 3,250,000株

3 . 役員報酬 B I P 信託による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

一定の要件を充足する当社の取締役及び上級執行役員

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	50	18,600
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の行使)	226,100	170,931,600	-	-
保有自己株式数	193,258	-	193,258	-

(注) 1. 保有自己株式数には、株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口が保有する株式数は含めておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2026年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、事業の効率化及び拡大に必要な内部留保の充実を勘案しながら、その時々当社グループの経営成績及び財政状態並びにそれらの見通しに応じた適切な利益還元策を実施することを基本方針としております。配当回数は、具体的に定めておりません。また、剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

配当につきましては、DOE（純資産配当率）4％程度を確保しつつ、連結配当性向30％程度以上を目処として安定的かつ継続的に実施してまいります。当期につきましては、1株につき22円の普通配当の実施を決定しております。

また、次期につきましては、中間・期末の年2回配当へ移行を予定しており、1株につき22円の普通配当（中間配当11円、期末配当11円）を予定しております。

なお、当社は「取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2026年8月7日 取締役会	3,780	22.0

（注）配当金の総額には、株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口が所有する当社株式への配当金（2026年6月期169百万円）を含めておりません。

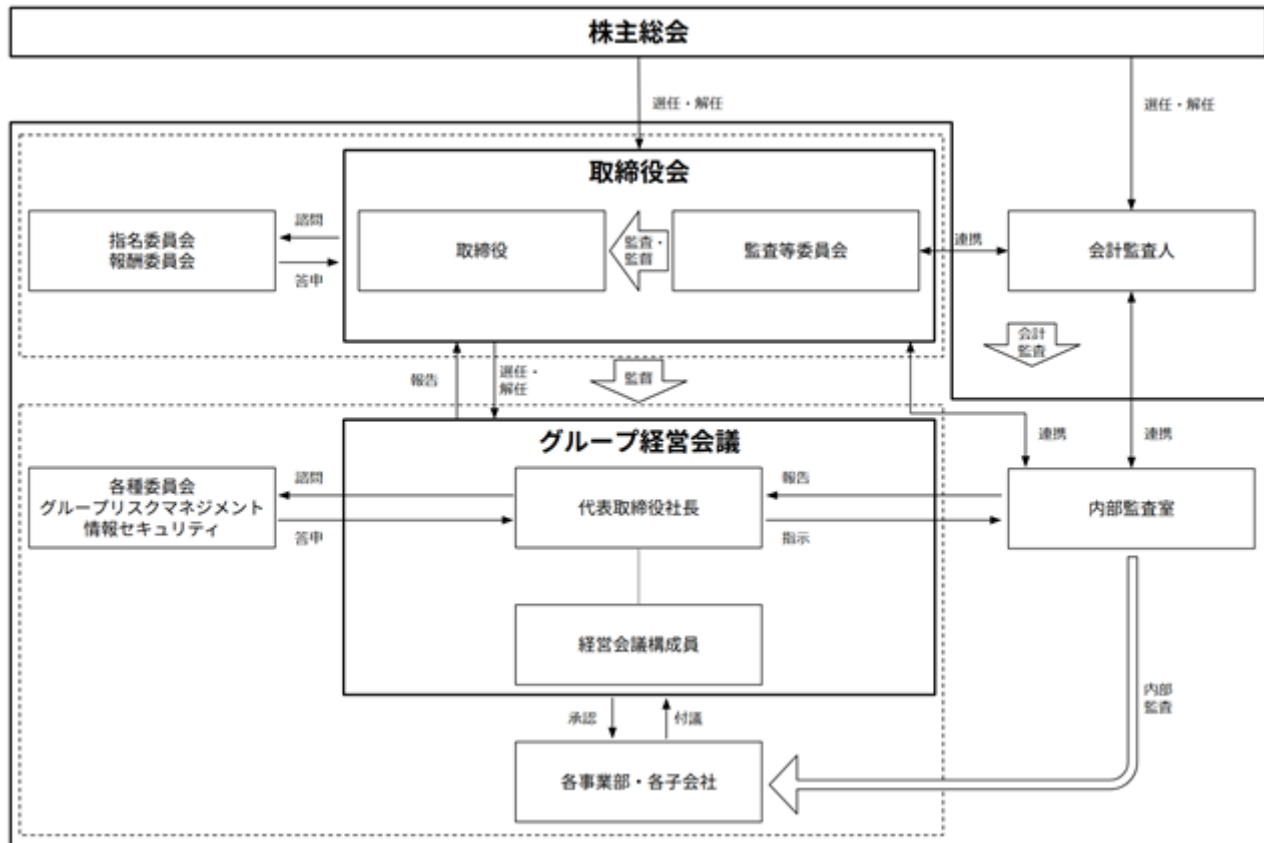
4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値及び株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。この考え方のもと、取締役・従業員はそれぞれ求められる役割を理解し、法令・社会規範・倫理等について継続的に意識の維持向上を図り、着実な実践につなげ、適正かつ効率的な企業活動を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由



当社は、監査等委員会設置会社を採用しており、会社の機関としては株主総会・取締役会を設置しております。また、執行役員制度を採用しており、取締役会で決定された業務執行は代表取締役社長の指揮監督のもと、執行役員がそれぞれの担当業務を遂行しております。

本書提出日（2026年9月25日）現在、当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は、以下のとおりであります。

a 取締役会

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）8名（うち独立社外取締役3名）、監査等委員である取締役4名（うち独立社外取締役4名）の12名で構成されております。経営の合理性と経営判断の迅速化を実現するために、毎月開催される定時取締役会に加えて、必要に応じて臨時取締役会も開催されております。取締役会では、会社の経営方針、経営戦略、事業計画等の経営上重要な事項に関する意思決定、及び業務執行状況の監督を行っております。

なお、取締役会の議長は代表取締役会長である田中良和が務めております。その他の構成員は「(2) 役員の状況」に記載のとおりであります。

b 監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員1名を含む独立社外取締役4名で構成されており、取締役の職務の執行の監査と監査報告の作成、及び会計監査人の選解任及び不再任に関する議案の内容の決定等をその職務としております。

監査等委員会は原則として月次で開催され、また監査等業務は年度ごとに設定される監査等方針及び計画に基づいて実施しております。監査等委員は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に対して厳正な監視を行っております。さらに、会計監査人、内部監査室、及び監査等委員を補助する監査等委員会室と密接に連携しているほか、代表取締役社長と定期的に会合し、経営方針の確認及び重要課題等について意見交換を行っております。

なお、監査等委員会の委員長は独立社外取締役(常勤監査等委員)である高木憲一郎が務めております。その他の委員は独立社外取締役である島宏一、渡辺伸行及び芦澤美智子であります。

c 指名委員会・報酬委員会

当社では、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び経営会議構成員の候補者の選任並びに報酬等の決定に係る手続の透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関となる指名委員会及び報酬委員会を設置しております。いずれの委員会も、その委員の過半数が独立社外取締役であり、委員長は独立社外取締役であります。

なお、指名委員会の委員長は独立社外取締役である水野道訓が務めております。その他の委員は独立社外取締役である夏野剛、飯島一暢、独立社外取締役(常勤監査等委員)である高木憲一郎及び代表取締役会長である田中良和であります。

また、報酬委員会の委員長は独立社外取締役である水野道訓が務めております。その他の委員は独立社外取締役である夏野剛、飯島一暢、独立社外取締役(常勤監査等委員)である高木憲一郎及び代表取締役会長である田中良和であります。

d グループ経営会議

当社では、取締役会で選任された構成員からなるグループ経営会議を設置しております。グループ経営会議は、原則毎週開催しており、グループ全体における経営上の主要事項の決議を行い、業務執行の意思決定の機動性・効率性向上を図っております。

なお、グループ経営会議の議長は代表取締役社長である田中良和が務めております。その他の構成員は取締役上級執行役員である藤本真樹、大矢俊樹、小竹謙久、荒木英士、上級執行役員である柳原陽太、稲葉義直及び執行役員である足立和久であります。

また、グループ経営会議には常勤監査等委員が出席し、業務執行の意思決定について監査しております。

企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

取締役会において、以下の通り「内部統制システムの基本方針」を定め、これに基づいて内部統制システムを整備しております。

1 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は経営理念等を定め、当社の取締役及び使用人に周知徹底を図り、職務執行が適正かつ公正に行われるように常に心掛けて当社グループの事業を推進する。
- (2) 当社は「倫理規程」及び「コンプライアンス規程」等を策定し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款、社会規範、企業倫理等に適合することを確保する体制の構築、維持及び強化を推進する。
- (3) 当社子会社は「グループ規程」に基づき、法令、定款、社会規範、企業倫理等の遵守が適切に行われる体制をとる。
- (4) 当社は当社及び当社子会社のコンプライアンスに関する体制の実効性のモニタリングを行う。
- (5) 当社は内部通報窓口をコンプライアンス担当部門・外部弁護士事務所及び内部監査部門に設置し、当社及び当社子会社の取締役等及び使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに当該窓口へ報告することを定め、当社グループの問題の早期発見・未然防止を図る。
- (6) 当社及び当社子会社は、ハラスメントの相談窓口をハラスメント担当部門に設置し、当社及び当社子会社の取締役等及び使用人はハラスメントを目撃した場合等には、直ちに当該窓口に報告することを定める。
- (7) 当社及び当社子会社は定期的にコンプライアンスに関しての社内研修を実施し、コンプライアンス意識の向上と内部通報制度の周知を図る。
- (8) 当社及び当社子会社は法令違反、社内規程違反その他コンプライアンス違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した取締役及び使用人に対し、厳正な処分を課す。
- (9) 当社及び当社子会社は市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じることがないように毅然とした姿勢で組織的な対応をとる。
- (10) 関連法規及び基準に則った報告の作成手続等を社内規程に定めた上で遵守し、組織内外への報告、適時適切な開示を実施する。
- (11) 内部監査活動を効率的・効果的に推進するため、内部監査の実施に関する基本的事項を定めた「内部監査規程」を策定し、監査対象組織等から独立した代表取締役社長直轄の組織として内部監査部門を設置する。内部監査部門は「内部監査規程」に基づき、独立・客観的な立場で、グループ全体に対しガバナンス、リスクマネジメント及び内部統制の各プロセスの妥当性・有効性の評価並びに提言を行う。内部監査部門は代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に基づき内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長、取締役会、監査等委員会及び被監査部門に報告する。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存・管理し、取締役及び監査等委員会が随時閲覧できる体制を構築する。

3 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、多様化するリスクに備えて「リスクマネジメント規程」を策定する。取締役会、グループ経営会議及び各種委員会において重要案件を慎重に審議し、事業リスクの排除・軽減を図る。
- (2) 当社子会社は「グループ規程」に基づき、当社の支援のもと、当該子会社の事業の継続・発展を実現するためにリスクマネジメントに関する体制を自ら構築し、これを阻害するリスク事象全般について当社へ報告する。
- (3) 当社は当社及び当社子会社のリスクマネジメントに関する体制の実効性のモニタリングを行う。
- (4) 内部監査部門によるリスク管理体制及びリスク管理の実施状況の監査により、リスクの早期発見・解決を図る。

4 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度の活用により経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による迅速かつ効率的な経営を推進するとともに、重要案件については効率的に事前審議等ができるように取締役会制度を整備する。
- (2) 当社は、取締役会で選任された構成員からなるグループ経営会議を設置し、一部の業務執行の決定について取締役会から権限委譲することにより、意思決定の迅速化を図る。
- (3) 業務執行における責任体制を確立し業務を円滑かつ効率的に行わせるため、職制、組織、業務分掌、権限等に関する基準を「グループ規程」「組織規程」「職務権限規程」等の社内規程において明文化し周知徹底する。

5 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「グループ規程」等の社内規程において子会社における職務の執行に係る手続を定め、当社における事前審査・諮問・承認等及び子会社における起案・決裁・報告事項等を明示する。

6 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査部門等の使用人は監査等委員会を補助する。

7 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 内部監査部門等の使用人は監査等委員である取締役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及び他の使用人等の指揮命令を受けず、専ら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
- (2) 当該使用人の任命・人事異動・懲戒及び人事評価については予め常勤監査等委員の同意を必要とし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

8 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 「取締役会規程」に基づいた事項は適切に取締役会に付議されるほか、監査等委員会は取締役会に上程される案件以外の重要な事項についても、取締役会・グループ経営会議等においてその内容を確認することができる。
- (2) 前記の会議に付議されない重要な稟議書や報告書類等について、監査等委員会はこれらを閲覧し必要に応じ内容の説明を求めることができる。
- (3) 取締役及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査等委員会に報告する。

9 当社子会社の職務の執行に係る者又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- (1) 子会社の取締役等及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (2) 子会社の取締役等及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社監査等委員会に報告する。

10 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底する。

11 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員会の職務の遂行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12 その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役・使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換の場を設ける。

b 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額を上限としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く）がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

c 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

被保険者の範囲

当社の取締役（監査等委員を含む）、執行役員及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員となっており、全ての取締役は当該保険契約の被保険者に含まれます。

保険契約の内容の概要

被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が当該保険契約により補填されます。故意又は重過失に起因する損害賠償請求等は填補されません。なお、被保険者の保険料は全額当社が負担しております。

d 取締役の員数

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

e 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

f 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

剰余金の配当

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。これは、資本政策の機動性を確保することを目的とするものであります。

g 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

h 取締役会、監査等委員会、指名委員会・報酬委員会の活動状況

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を12回開催しており、個々の取締役の出席状況については以下のとおりです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役 会長兼社長	田中 良和	12回	12回
取締役	藤本 真樹	12回	12回
取締役	大矢 俊樹	12回	12回
取締役	荒木 英士	12回	12回
取締役	小竹 謙久	12回	12回
取締役	前田 悠太	2 回	2 回
取締役（社外）	夏野 剛	12回	12回
取締役（社外）	飯島 一暢	12回	12回
取締役（社外）	水野 道訓	12回	12回
取締役（社外） 常勤監査等委員	高木 憲一郎	12回	12回
取締役（社外） 監査等委員	島 宏一	12回	11回
取締役（社外） 監査等委員	渡辺 伸行	12回	12回
取締役（社外） 監査等委員	芦澤 美智子	12回	12回

取締役会では、会社の経営方針、経営戦略、事業計画等の経営上重要な事項に関する意思決定、及び業務執行状況の監督を行っております。

監査等委員会の活動状況

監査等委員会の活動状況は「（３）監査の状況 監査等委員会監査の状況」に記載しています。

指名委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名委員会を９回開催しており、個々の委員の出席状況については以下のとおりです。

	役職名	氏名	開催回数	出席回数
委員長	取締役（社外）	水野 道訓	9 回	9 回
委員	取締役（社外）	夏野 剛	9 回	9 回
委員	取締役（社外）	飯島 一暢	9 回	9 回
委員	取締役（社外） 常勤監査等委員	高木 憲一郎	9 回	9 回
委員	代表取締役 会長兼社長	田中 良和	9 回	9 回

指名委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び経営会議構成員の候補者の選任に係る手続の透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として設置しております。

報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は報酬委員会を9回開催しており、個々の委員の出席状況については以下のとおりです。

	役職名	氏名	開催回数	出席回数
委員長	取締役（社外）	水野 道訓	9回	9回
委員	取締役（社外）	夏野 剛	9回	9回
委員	取締役（社外）	飯島 一暢	9回	9回
委員	取締役（社外） 常勤監査等委員	高木 憲一郎	9回	9回
委員	代表取締役 会長兼社長	田中 良和	9回	9回

報酬委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び経営会議構成員の報酬等の決定に係る手続の透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として設置しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性1名 （ 役員のうち女性の比率8% ）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 （ 千株 ）
代表取締役 会長兼社長 最高経営責任者	田中 良和	1977年 2 月18日生	1999年 4 月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式 会社（ 現：ソニーネットワークコミュニケー ションズ株式会社 ）入社 2000年 2 月 楽天株式会社（ 現：楽天グループ株式会社 ） 入社 2004年12月 当社設立、代表取締役社長 2013年11月 当社代表取締役社長 新規事業統括本部長 2014年 3 月 当社代表取締役社長 コマース・メディア事 業統括本部長 2014年 9 月 当社代表取締役社長 2014年 9 月 当社代表取締役会長兼社長 2016年10月 当社代表取締役会長兼社長 新領域事業統括 2017年 3 月 当社代表取締役会長兼社長 広告・メディア 事業統括 2019年10月 当社代表取締役会長兼社長 広告・メディア 事業管掌 2022年 1 月 当社代表取締役会長兼社長 広告・メディア 事業本部長 2022年 5 月 当社代表取締役会長兼社長 コマース事業本 部長、DX事業本部長 2023年 8 月 株式会社セコイア（旧：有限会社セコイア） 代表取締役社長（ 現任 ） 2024年 7 月 当社代表取締役会長兼社長 2024年10月 当社代表取締役会長兼社長 最高経営責任者 （ 現任 ） （ 重要な兼職の状況 ） 株式会社セコイア 代表取締役社長	（ 注 ） 4	111,015 （ 注 ） 7

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上級執行役員 最高技術責任者 AI事業本部長 ビジネス・テクノロジー 本部長	藤本 真樹	1979年2月17日生	2001年4月 株式会社アストラザスタジオ入社 2003年1月 有限会社チューンピズ入社 2005年6月 当社取締役 2010年8月 当社取締役執行役員 最高技術責任者 プラットフォーム開発本部長 2011年7月 当社取締役執行役員 最高技術責任者 開発本部長 2012年9月 当社取締役執行役員常務 最高技術責任者 開発本部長 2013年11月 当社取締役執行役員常務 最高技術責任者 開発統括本部長 2015年10月 当社取締役執行役員常務 最高技術責任者 開発統括 2016年7月 株式会社ボケラボ 取締役 2016年10月 当社取締役執行役員常務 最高技術責任者 開発・人事統括 2017年3月 ファンプレックス株式会社(現:グリーエンターテインメント株式会社) 取締役 2017年9月 当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発・人事統括 2019年4月 当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発統括 2019年10月 当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発管掌 2021年9月 デジタル庁 最高技術責任者(現任) 2022年1月 当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発本部長 2024年8月 株式会社グリー 代表取締役社長(現任) 2025年1月 当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 ビジネス・テクノロジー本部長 2026年7月 当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 AI事業本部長 ビジネス・テクノロジー本部長(現任) 2026年8月 グリーエックス株式会社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) デジタル庁 最高技術責任者 株式会社グリー 代表取締役社長 グリーエックス株式会社 取締役	(注) 4	1,892

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上級執行役員 最高財務責任者	大矢 俊樹	1969年12月16日生	1992年4月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入社 1994年3月 公認会計士登録 1999年10月 ソフトバンク・インベストメント株式会社（現：SBIホールディングス株式会社）入社 2003年2月 ヤフー株式会社（現：LINEヤフー株式会社）入社 2005年6月 株式会社クレオ 取締役 2011年4月 株式会社クレオ 代表取締役 2012年4月 ヤフー株式会社（現：LINEヤフー株式会社）最高財務責任者 執行役員 2014年6月 ヤフー株式会社（現：LINEヤフー株式会社）取締役 最高財務責任者 常務執行役員 2015年6月 ヤフー株式会社（現：LINEヤフー株式会社）副社長執行役員 最高財務責任者 2018年4月 ヤフー株式会社（現：LINEヤフー株式会社）会長室シニアアドバイザー 2018年9月 当社取締役 2018年9月 株式会社ポケラボ 取締役 2018年10月 当社取締役上級執行役員 コーポレート統括 2019年5月 ファンプレックス株式会社（現：グリーンエンターテインメント株式会社）取締役 2019年10月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート管掌 2020年2月 株式会社WFS 取締役 2021年7月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート管掌、投資・インキュベーション事業管掌 2022年1月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長、投資・インキュベーション事業担当 2022年7月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長、投資・インキュベーション事業本部長 2023年7月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長、経営戦略本部長 2024年7月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長、投資事業本部長 2024年8月 株式会社グリー 取締役 2025年7月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 投資事業本部長 2026年7月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者（現任）	(注) 4	196

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上級執行役員 最高戦略責任者 コーポレート本部長	小竹 謙久	1974年11月27日生	2000年 4 月 株式会社博報堂入社 2008年11月 当社入社 2009年 1 月 当社マーケティング部長 2009年 7 月 当社執行役員 マーケティング部長 2010年 8 月 当社執行役員 マーケティング本部長 2011年 4 月 当社執行役員 マーケティング事業本部長 2013年 9 月 当社取締役執行役員 マーケティング事業本部長 2013年11月 当社取締役執行役員 Web Game事業統括本部 Web Game事業本部長 2014年 9 月 当社取締役執行役員 Japan Game事業副本部長 2015年10月 当社取締役執行役員 Japan Game事業統括 ファンプレックス株式会社(現:グリーエンターテインメント株式会社) 取締役 2017年 9 月 当社取締役上級執行役員 Japan Game事業統括 2019年10月 当社取締役上級執行役員 Japan Game事業管掌 2020年 2 月 株式会社ポケラボ 取締役 2020年 2 月 株式会社WFS 取締役 2021年 7 月 当社取締役上級執行役員 グリーエンターテインメント事業管掌 2021年 7 月 グリーエンターテインメント株式会社 代表取締役社長 2022年 1 月 当社取締役上級執行役員 グリーエンターテインメント事業本部長 2022年 7 月 当社取締役上級執行役員 新規事業開発担当 2023年 2 月 REALITY株式会社 取締役(現任) 2023年 7 月 当社取締役上級執行役員 経営戦略副本部長 2023年11月 当社取締役上級執行役員 最高戦略責任者 経営戦略副本部長 2023年12月 Glossom株式会社(現:グリーエックス株式会社) 取締役(現任) 2024年 7 月 当社取締役上級執行役員 最高戦略責任者 事業開発室長、コーポレート副本部長 2025年 1 月 株式会社WFS 取締役(現任) 2025年 7 月 グリーエンターテインメント株式会社 取締役(現任) 2025年 7 月 当社取締役上級執行役員 最高戦略責任者 コーポレート本部長(現任) 2026年 5 月 株式会社グリー 取締役(現任) (重要な兼職の状況) REALITY株式会社 取締役 グリーエックス株式会社 取締役 株式会社WFS 取締役 グリーエンターテインメント株式会社 取締役 株式会社グリー 取締役	(注) 4	385

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上級執行役員 ライブエンターテインメント事業本部長 アニメ・マンガ・MD事業本部長	荒木 英士	1982年 7 月15日生	2001年 5 月 有限会社ニューロン（現：ユナイテッド株式会社）入社 2002年12月 株式会社ニューロン（現：ユナイテッド株式会社）取締役 2004年 8 月 株式会社フラクタリスト（現：ユナイテッド株式会社）入社 2005年 8 月 当社入社 2010年 9 月 当社メディア開発本部 ソーシャルネットワーク統括部長 2011年 7 月 当社北米事業本部 メディア開発部 統括部長 2013年 9 月 当社取締役執行役員 ネイティブゲーム事業本部 ネイティブゲーム事業統括部長 2013年11月 当社取締役執行役員 Native Game事業統括本部 Native Game事業本部長 2014年 2 月 株式会社Wright Flyer Studios（現：株式会社WFS）代表取締役社長 2014年 9 月 当社取締役執行役員 Japan Game事業本部長 2015年10月 当社取締役執行役員 Japan Game事業統括 2016年 1 月 当社取締役執行役員 Wright Flyer Studios 事業統括 2017年 9 月 当社取締役上級執行役員 Wright Flyer Studios事業統括 2018年 4 月 株式会社Wright Flyer Live Entertainment（現：REALITY株式会社）代表取締役社長（現任） 2018年 7 月 当社取締役上級執行役員 Wright Flyer事業統括 2019年10月 当社取締役上級執行役員 Wright Flyer事業管掌 2020年 7 月 株式会社WFS 取締役 2020年10月 当社取締役上級執行役員 Wright Flyer Studios事業管掌、REALITY事業管掌 2022年 1 月 当社取締役上級執行役員 REALITY事業本部長 2022年 6 月 当社取締役上級執行役員 メタパース事業本部長 2023年 2 月 Glossom株式会社（現：グリーエックス株式会社）取締役 2025年 4 月 当社取締役上級執行役員 メタパース事業本部長、IP事業本部長 2025年 4 月 グリーエンターテインメント株式会社 取締役（現任） 2026年 7 月 当社取締役上級執行役員 ライブエンターテインメント事業本部 本部長、アニメ・マンガ・MD事業本部 本部長（現任） （重要な兼職の状況） REALITY株式会社 代表取締役社長 グリーエンターテインメント株式会社 取締役	(注) 4	87

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	夏野 剛	1965年3月17日生	1988年4月 東京ガス株式会社入社 1996年6月 株式会社ハイパーネット 取締役副社長 1997年9月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現：株式会社NTTドコモ)入社 2005年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現：株式会社NTTドコモ)執行役員マルチメディアサービス部長 2008年5月 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特別招聘教授 2008年6月 セガサミーホールディングス株式会社 社外取締役 2008年6月 ぴあ株式会社 取締役 2008年6月 トランスコスモス株式会社 社外取締役 2008年6月 SBIホールディングス株式会社 社外取締役 2008年6月 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社(現：株式会社NTTドコモ) 取締役 2008年12月 株式会社ダウンゴ 取締役 2009年6月 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役 2009年9月 当社社外取締役(現任) 2010年12月 株式会社U-NEXT(現：株式会社U-NEXT HOLDINGS) 社外取締役(現任) 2013年6月 トレンダーズ株式会社 社外取締役 2014年10月 株式会社KADOKAWA・DWANGO(現：株式会社KADOKAWA) 取締役 2016年6月 トランスコスモス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2016年8月 日本オラクル株式会社 社外取締役(現任) 2017年6月 株式会社AWSホールディングス(現：株式会社Ubicomホールディングス) 社外取締役 2018年6月 株式会社ムービーウォーカー 代表取締役会長 2018年10月 株式会社ブックウォーカー(現：株式会社ダウンゴ) 取締役 2019年2月 株式会社ダウンゴ 代表取締役社長(現任) 2020年4月 近畿大学 情報学研究所長 特別招聘教授(現任) 2021年6月 株式会社KADOKAWA 代表取締役社長 2022年6月 株式会社ブックウォーカー(現：株式会社ダウンゴ) 取締役 2023年6月 株式会社KADOKAWA 取締役 代表執行役社長 Chief Executive Officer(現任) (重要な兼職の状況) トランスコスモス株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社ダウンゴ 代表取締役社長 株式会社U-NEXT HOLDINGS 社外取締役 日本オラクル株式会社 社外取締役 株式会社KADOKAWA 取締役 代表執行役社長 Chief Executive Officer 近畿大学 情報学研究所長 特別招聘教授	(注) 4	62

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	飯島 一暢	1947年 1 月 4 日生	1972年 4 月 三菱商事株式会社入社 1995年 4 月 三菱商事株式会社本社メディア放送事業部長 1997年 5 月 株式会社フジテレビジョン（現：株式会社フジ・メディア・ホールディングス）入社 2001年 6 月 株式会社フジテレビジョン（現：株式会社フジ・メディア・ホールディングス）執行役員経営企画局長 2004年 6 月 株式会社WOWOW 社外取締役 2006年 6 月 株式会社フジテレビジョン（現：株式会社フジ・メディア・ホールディングス）取締役経営企画局長 2007年 4 月 スカパーJSAT株式会社（現：株式会社スカパーJSATホールディングス）取締役 2007年 6 月 株式会社フジテレビジョン（現：株式会社フジ・メディア・ホールディングス）常務取締役 2008年10月 株式会社フジテレビジョン 常務取締役 2012年 6 月 株式会社サンケイビル 代表取締役社長（現任） 2012年 9 月 当社社外取締役（現任） 2013年11月 株式会社海外需要開拓支援機構 代表取締役会長 2017年 6 月 株式会社海外需要開拓支援機構 取締役会長（重要な兼職の状況） 株式会社サンケイビル 代表取締役社長	(注) 4	5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	水野 道訓	1958年 3 月10日生	1981年 4 月 株式会社CBS・ソニー（現：株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント）入社 2003年 2 月 株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツ 代表取締役社長 2005年 6 月 株式会社ソニー・ミュージックコミュニケーションズ（現：株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ）代表取締役執行役員副社長 2006年 6 月 株式会社ソニー・ミュージックコミュニケーションズ（現：株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ）代表取締役執行役員社長 2008年 6 月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント コーポレート・エグゼクティブソリューション&ライツビジネスグループ 代表 2014年 2 月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント コーポレート・エグゼクティブCOO 2015年 6 月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 代表取締役CEO 2015年 6 月 ソニー株式会社（現：ソニーグループ株式会社）執行役員 2018年 6 月 ソニー株式会社（現：ソニーグループ株式会社）常務執行役員 2019年 4 月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 代表取締役会長 2020年 6 月 公益財団法人ソニー音楽財団 理事長 2020年 6 月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 顧問 2022年 9 月 株式会社ブシロード 社外取締役（現任） 2023年 6 月 株式会社ハピネット 社外取締役（現任） 2023年 9 月 当社社外取締役（現任） 2026年 6 月 公益財団法人ソニー音楽財団 理事（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ブシロード 社外取締役 株式会社ハピネット 社外取締役 公益財団法人ソニー音楽財団 理事	(注) 4	6

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 常勤監査等委員	高木 憲一郎	1959年 5 月12日生	1983年 4 月 日本電信電話公社（現：NTT株式会社）入社 1991年 3 月 第二電電株式会社（現：KDDI株式会社）入社 2009年 4 月 第二電電株式会社（現：KDDI株式会社）経営管理本部長 2010年 3 月 株式会社ジュビターテレコム（現：JCOM株式会社）監査役 2010年10月 KDDI株式会社 理事経営管理本部長 2013年 4 月 KDDI株式会社 理事コンシューマ事業企画本部長 2015年 4 月 KDDI株式会社 執行役員コンシューマ事業企画本部長 2018年 1 月 株式会社イーオンホールディングス 代表取締役社長 2020年 4 月 KDDI株式会社 常勤監査役 2024年 9 月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）	(注) 5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員	島 宏一	1957年12月5日生	1983年5月 株式会社日本リクルートセンター（現：株式会社リクルートホールディングス）入社 1994年4月 株式会社リクルートフロムエー（現：株式会社リクルート）総務人事部長 1997年7月 株式会社リクルートフロムエー（現：株式会社リクルート）取締役 2001年4月 株式会社リクルート 財務マネジメント室 エグゼクティブマネージャー 2003年4月 株式会社リクルート 執行役員 2008年4月 株式会社リクルートメディアコミュニケーションズ（現：株式会社リクルート）代表取締役社長 2010年4月 株式会社リクルート 顧問 2010年6月 株式会社リクルート 常勤監査役 2012年10月 株式会社リクルートホールディングス 常勤監査役 2016年9月 当社社外監査役 2016年9月 株式会社リグア 社外取締役 2018年4月 日本電解株式会社 社外取締役（監査等委員） 2020年5月 株式会社北の達人コーポレーション 社外取締役（現任） 2020年6月 株式会社コスモスイニシア 社外取締役（現任） 2020年9月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年6月 UTグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社北の達人コーポレーション 社外取締役 株式会社コスモスイニシア 社外取締役 UTグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）	(注) 5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員	渡辺 伸行	1972年 8 月 7 日生	1999年 4 月 弁護士登録・TMI総合法律事務所 入所 2007年 1 月 TMI総合法律事務所 パートナー弁護士（現任） 2012年 6 月 株式会社クレオ 社外監査役 2018年11月 株式会社創通 社外監査役 2020年 9 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） TMI総合法律事務所 パートナー弁護士	（注）5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員	芦澤 美智子	1972年10月23日生	1996年10月 KPMG センチュリー監査法人国際部（現：有限責任あずさ監査法人）入社 2003年 4 月 ソニー株式会社（現：ソニーグループ株式会社）入社 2003年 9 月 株式会社産業再生機構入社 2006年 2 月 アドバンテッジパートナーズLLP（現：株式会社アドバンテッジパートナーズ）入社 2013年 4 月 横浜市立大学 国際商学部 准教授 2016年 6 月 ネットイヤーグループ株式会社 社外取締役（監査等委員） 2018年 6 月 NECネットエスアイ株式会社 社外取締役（指名・報酬委員会委員長） 2020年 6 月 日本発条株式会社 社外監査役 2022年 8 月 スタンフォード大学客員研究員 2023年 9 月 慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 准教授（現任） 2023年 9 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）（重要な兼職の状況） 慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 准教授	(注) 6	-
計					113,651

- (注) 1. 取締役夏野剛、取締役飯島一暢、取締役水野道訓は、社外取締役であります。
2. 常勤監査等委員高木憲一郎、監査等委員島宏一、監査等委員渡辺伸行、監査等委員芦澤美智子は、社外取締役であります。
3. 当社は、経営の戦略的意思決定機能・業務執行監督機能と業務執行機能とを分離し、意思決定と業務執行の質とスピードを上げ、企業価値向上を目指すため執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は8名であります。
4. 2025年6月期に係る定時株主総会終結の時から2026年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2024年6月期に係る定時株主総会終結の時から2026年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 2025年6月期に係る定時株主総会終結の時から2027年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7. 代表取締役会長兼社長である田中良和の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社セコイアの株式数も合算して記載しております。

社外役員の状況

a 社外取締役との関係並びに企業統治において果たす機能と役割

当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名であります。社外取締役夏野剛は、通信・インターネット業界における知識・経験から、当社の事業戦略、サービス開発等に関し、当社の経営に貢献しております。社外取締役飯島一暢は、メディア業界における知識・経験から、当社の経営に貢献できるとの判断により当社から就任を要請しております。社外取締役水野道訓は、エンターテインメント業界と企業経営に関する知識・経験から、当社の経営に貢献できるとの判断により当社から就任を要請しております。

社外取締役は、原則毎月1回開催される取締役会に出席し、客観的・中立な立場から、職務執行の監督・助言を積極的に行っております。

b 監査等委員である社外取締役との関係並びに企業統治において果たす機能と役割

当社の監査等委員である社外取締役は4名であります。社外取締役高木憲一郎は、通信及びインターネット事業会社における、事業企画・経営管理並びに監査役としての豊富な経験と見識を有しております。このことから独立かつ中立の立場で当社の監査業務を適切に遂行できると判断し、当社から就任を要請しております。社外取締役島宏一は、人材及びインターネットサービス事業会社において執行役員及び子会社代表取締役を歴任し、業界における幅広い経験と見識を有し、また、監査役としての複数社の経験と実績も有しております。このことから事業経験に基づいた取締役会等での助言や提言を期待し、当社から就任を要請しております。社外取締役渡辺伸行は、弁護士の資格を有しており、法律の専門家としての立場から、当社の法律に係る事項・コンプライアンス・企業統治に関する助言・提言及び当社取締役の職務の執行につき提言・助言を期待し、当社から就任を要請しております。社外取締役芦澤美智子は、監査法人での公認会計士としての経験、産業再生機構での企業の変革プロジェクトや企業再生M&Aの研究に携わるなど、研究者として経営管理全般に関する深い見識を有しており、当社のコンプライアンス体制並びに企業統治の構築及び維持に加え、その知見に基づいた取締役会での助言や提言をしております。

当社では、会社の執行部門からの独立性を確保するため、監査等委員全員を社外取締役に構成しております。取締役会等の重要な会議への出席、重要な書類の閲覧等を通じて監査を行っております。

- c 社外取締役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係
本書提出日現在、社外取締役との間に、下記のとおり資本的关系があります。

社外取締役 夏野 剛	所有株式数62千株
社外取締役 飯島 一暢	所有株式数 5 千株
社外取締役 水野 道訓	所有株式数 6 千株

なお、当社は、社外取締役である夏野剛氏が取締役代表執行役社長を務める株式会社KADOKAWAとの間で、持株会社体制への移行前においてゲームの共同開発、運用及びゲームのコラボによるロイヤルティの支払い等に関する取引がありましたが、その内容・金額に照らして、独立性に影響を与えるおそれがないものと判断されることから、概要の記載を省略しております。

上記以外に、社外取締役 6 名と当社との間には、特別な人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

- d 社外取締役の独立性に関する考え方及び独立性の基準又は方針

当社は東京証券取引所のガイドラインが定める独立性基準、及び会社法の定める社外取締役の要件を踏まえ、社外取締役の独立性判断基準を制定しております。社外取締役が下記 1 . から 7 . いずれにも該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断いたします。

- 1 . 当社及び当社子会社の業務執行者
- 2 . 当社を主要な取引先とする者（注 1 ）又はその業務執行者
- 3 . 当社の主要な取引先（注 2 ）又はその業務執行者
- 4 . 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注 3 ）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- 5 . 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者の業務執行者
- 6 . 上記 1 ～ 5 の近親者（注 4 ）
- 7 . 過去 3 年間に於いて 1 ～ 5 に該当していた者

注 1 : 「当社を主要な取引先とする者」とは、当社との取引額が連結売上高の 2 % 以上となる場合を指す。

注 2 : 「当社の主要な取引先」とは、当社との取引額が連結売上高の 2 % 以上である取引先を指す。

注 3 : 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は 1 事業年度につき1,000万円以上、団体の場合は当社との取引額が連結売上高の 2 % を超えることを指す。

注 4 : 「近親者」とは、配偶者及び二親等以内の親族を指す。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会・監査等委員会・取締役等との意見交換等を通じて、監査等委員会監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会の組織、人員及び手続について

a 監査等委員会の活動状況

有価証券報告書提出日現在、当社の監査等委員会は常勤監査等委員 1 名を含む独立社外取締役 4 名で構成されています。監査等委員会は「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査等基準」に基づき決議された監査方針・監査計画に従い、内部統制システムの構築及び運用状況について取締役及び執行役員ほか重要な使用人から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また監査等委員会は「監査等委員である取締役を除く取締役の利益相反取引」「監査計画(予算を含む)」「会計監査人の報酬と非保証業務への同意」「会計監査人の評価」「会計監査人との監査上の主要な検討事項(KAM)」「監査報告書の作成」等について検討を行いました。監査等委員会は原則として取締役会開催に先立ち月次で開催され、本会において監査等委員間の情報共有及び内部監査室から各種監査結果の報告が行われました。なお監査等委員会の平均所要時間は 1 時間程度であり、年間を通じ以下のような決議・協議・報告がなされました。

(決議)

年間監査方針及び監査計画・年間監査費用予算・監査等委員会監査報告書・会計監査人の評価及び再任又は不再任・会計監査人の報酬等に関する同意・取締役(監査等委員を除く)の指名・報酬に関する意見の決定・監査等委員の選任議案に関する同意等

(協議)

監査等委員の報酬

(報告)

親会社及び子会社の重要な支払取引の監査報告・重要な子会社への往査報告・会計監査人からの第 1・3 四半期の監査経過報告、半期のレビュー結果及び期末監査の報告・各種内部監査の報告・主要な子会社の監査役からの報告・取締役会議議題事前確認等

また、監査等委員会における具体的な検討内容は以下のとおりです。

- ・監査方針及び監査計画
- ・企業集団の内部統制システムの整備及び運用状況の有効性
- ・コンプライアンス及びリスク管理体制
- ・会計監査人の会社法計算書類等の監査方法及び結果の相当性
- ・会計監査人の評価・選任

b 監査等委員の活動状況

各監査等委員は「監査等委員会で決定された監査の方針及び業務分担等」に従い以下の内容で監査を行いました。

(イ) 常勤の監査等委員の活動等

代表取締役社長への職務執行状況の聴取等・取締役会及び経営会議ほか重要な会議体への出席・取締役会の諮問機関である指名委員会・報酬委員会への出席・業務執行取締役及び執行役員ほか重要な使用人への聴取等・重要な子会社への往査・親会社及び子会社の重要な支払取引の監査・内部監査室との連携による内部監査の状況確認・子会社監査役との連携による子会社の状況確認・会計監査人との連携による会計監査の状況確認

(ロ) 非常勤の監査等委員の活動等

取締役会等への出席・重要課題に対する経験と知見からの助言や提言

なお、当事業年度における各監査等委員の監査等委員会及び取締役会への出席状況は以下のとおりです。

氏 名	当事業年度の監査等委員会の出席率	当事業年度の実効性評価
高木 憲一郎 (常 勤)	100% (13回中13回)	100% (12回中12回)
島 宏一	100% (13回中13回)	92% (12回中11回)
渡辺 伸行	100% (13回中13回)	100% (12回中12回)
芦澤 美智子	100% (13回中13回)	100% (12回中12回)

監査等委員会の実効性評価

(評価目的)

監査等委員会はコーポレート・ガバナンス体制及び監査機能の継続的強化のため、「監査等委員会の実効性評価」を2026年6月期に導入しました。

(評価の方法)

日本監査役協会の監査役会実効性評価に関する資料等を参考として、監査等委員によるアンケート形式での実効性評価を実施しました。主たる評価項目は「監査等委員会の体制・構成・活動・運営」「変化する事業リスクを適切に評価できているか」「監査対象とされた事業リスクに基づく監査計画が策定され、監査手続は本計画に適合しているか」「監査等委員以外の非業務執行取締役とのコミュニケーション」「三様監査の連携状況」等です。監査等委員会は項目ごとに評価し、全体としての実効性・抽出された課題・当該課題への対応策等について審議しました。

(評価結果の概要・取締役会への報告・次期監査計画への反映)

上述のプロセスの結果、監査等委員会の実効性はおおむね確保されていると判断しました。なお「監査等委員の報酬決定プロセスへの関与」「監査等委員会室スタッフの増員」「リスク評価にあたっての情報入手経路」「監査等委員以外の非業務執行取締役とのコミュニケーション」等の項目では一層の強化が必要と認識しました。これらの課題について取締役会等と連携しつつ改善を図るとともに、本プロセスで得た情報を次期監査計画に反映し、監査機能の継続的強化に努めます。

内部監査の状況

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室が内部監査を実施しております。内部監査室は事業年度ごとに策定され代表取締役社長の承認を得た内部監査年間基本計画に基づき内部監査を行っております。本計画は取締役会と監査等委員会にも報告されます。全ての監査結果は代表取締役社長と監査等委員会に適時に報告されます。さらに重要な発見事項については取締役会にも報告が行われます。被監査部門に対して監査で指摘された不備の改善進捗状況を報告させることにより、内部監査機能の高い実効性が確保されております。

当社は監査等委員会の職務を補助しその円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会室を設置しております。内部監査室の全室員は監査等委員会室を兼務していることから、監査等委員会と内部監査室は監査活動において必要な情報が常に同期されております。具体的には常勤監査等委員と内部監査室は週次で監査活動及び会社の状況について情報交換を行っております。また、内部監査室は監査等委員会に毎回出席して内部監査結果及び会社及び主要な子会社に係る情報を適時に報告しております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b 継続監査期間

20年間

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 原科 博文

指定有限責任社員 業務執行社員 新井 慎吾

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名

その他 23名

e 監査法人の選定方針と理由

(会計監査人の解任又は不再任の決定の方針)

監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また当社都合の場合の他、当該会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等解任又は不再任が妥当だと判断した場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

(会計監査人再任の理由)

監査等委員会は監査等委員会で定めた「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」、「会計監査人の評価チェックリスト」及び関係する業務執行部門(財務経理部及び内部監査室)から聴取した意見に基づき、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人とする再任決議を行いました。

なお、EY新日本有限責任監査法人に「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に該当する事項はありません。

f 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査等委員会が定めた方針と評価基準に則り、加えて関係する業務執行部門から聴取した意見に基づき、会計監査人の評価を行っております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等による報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	65	12	82	-
連結子会社	5	-	7	3
計	71	12	89	3

前連結会計年度

当社における非監査業務の内容は、主に個人情報管理体制の整備等に関するアドバイザリー業務であります。

当連結会計年度

連結子会社における非監査業務の内容は、主に各種アドバイザリー業務であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（aを除く）

該当事項はありません。

c 監査報酬の決定方針

当社の会計監査人に対する監査報酬は会計監査人から提示された監査計画・職務執行状況・報酬見積等に基づき、会計監査人との協議のうえ決定しております。なお会計監査人の独立性確保の観点から、監査報酬の額の決定に関して監査等委員会の同意を得ております。

d 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容・職務の執行状況・報酬見積りの算出根拠等を確認しました。これらに基づき検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項及び3項に定める同意を行いました。

(4) 【 役員の報酬等 】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員報酬等の内容の決定に関する方針等につき、2025年8月21日開催の取締役会において、2025年9月29日開催の第21回定時株主総会における「取締役等に対する株式報酬等の内容の一部改定の件」の承認可決を条件として改定することを決議し、同株主総会において同議案が承認可決されたことを受け、以下のとおり改定いたしました。なお、当該決定に際しては、あらかじめその内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

ただし、当事業年度のうち第21回定時株主総会終結時までの期間に係る報酬等は、従前の役員報酬等の内容の決定に関する方針に基づき決定しております。

また、2026年8月21日開催の取締役会において、あらかじめ報酬委員会へ諮問し、答申を受けた上で、本方針の一部を改定しております。

a 個人別の報酬等の内容及び額等の決定に関する方針

イ 報酬水準

外部専門機関による客観的な報酬データを用いて市場全体及び事業・人材獲得で競合する企業群の双方と比較した上で、内部公平性・経営状況を総合的に勘案して公正かつ競争力のある水準としております。

ロ 報酬構成

当社の役員報酬は、固定報酬である基本報酬並びに業績連動報酬である短期インセンティブとしての単年度賞与及び中長期インセンティブとしての株式報酬の3つで構成されております。

株式報酬は、業績連動型による付与を基本としますが、報酬制度の移行や新任者の就任等の場合には、企業価値向上へのインセンティブを与えることや株主との利害共有を促すこと等を目的として、報酬委員会における審議を経た上で、業績に連動しない株式報酬を付与することがあります。

なお、社外取締役は客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うこと、監査等委員は客観的立場から取締役の職務の執行を監督する役割を担うことから、それぞれ基本報酬のみを支給しております。

b 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績との連動性・株主との利害共有性の高い制度とするため、標準業績評価の報酬構成はいずれの役位においても基本報酬：単年度賞与：株式報酬の比率を概ね1：1：1としております。

c 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針を、過半数が社外取締役で構成される報酬委員会での諮問並びに取締役会での審議を経て、株主総会での決議の範囲内で決定しております。

固定報酬である基本報酬については、取締役会で決議した金額を支給しております。

変動報酬である単年度賞与及び業績連動型株式報酬については、取締役会で決議した標準額・インセンティブカーブに基づいて業績連動指標の実績を反映した上で、報酬委員会において、評価期間における達成度及び各指標に関する事項の進捗等を含めて総合的に考慮の上、最終的な支給率を決定しております。

業績に連動しない株式報酬については、取締役会決議により決定された株式交付規程に基づき、報酬委員会における審議を経た上で、その付与の要否及び付与するポイント数を決定しております。

個人業績評価に基づいて支給額を決定する個人業績連動報酬については、代表取締役会長兼社長最高経営責任者（以下CEO）については報酬委員会で、CEO以外についてはCEOが評価を行って報酬委員会に提案を行い、報酬委員会がその内容を確認した上で評価を決定して支給額を算出しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された監査等委員の報酬額の範囲内で、各監査等委員の報酬額を、監査等委員の協議によって決定しております。

d 役員報酬制度の詳細

イ 役員報酬ポリシー

外部人材市場・内部公平性・経営状況を勘案し、公正かつ競争力のある報酬水準とする

業績向上を動機づけるため、業績連動性の高い報酬構成とする

株主様との利害共有のため、株主価値との連動性の高い株式報酬制度とする

経営戦略を踏まえた業績指標を選定し、挑戦的かつ達成可能な目標設定とする

客観性・透明性のある報酬制度及び報酬決定プロセスとする

ロ 報酬水準

外部専門機関による客観的な報酬データを用いて市場全体及び事業・人材獲得で競合する企業群の双方と比較した上で、内部公平性・経営状況を総合的に勘案して公正かつ競争力のある水準としております。

ハ 報酬構成

業績との連動性・株主様との利害共有性の高い制度とするため、標準業績評価時の報酬構成はいずれの役位においても基本報酬：単年度賞与：株式報酬の比率を概ね1：1：1としております。（例としてCEOのものを記載）

	基本報酬	単年度賞与	株式報酬
最高業績評価時	1 (20%)	2 (40%)	2 (40%)
標準業績評価時	1 (33%)	1 (33%)	1 (33%)
最低業績評価時	1 (100%)		

二 報酬制度の内容

職責に応じた堅実な職務遂行の促進を目的とした「基本報酬」、単年度の目標達成への動機づけを目的とした「単年度賞与」、中長期的な企業価値向上への動機づけ・株主様との利害共有を目的とした「株式報酬」を導入しております。

報酬の種類		目的	業績指標	業績評価期間	報酬の内容
基本報酬	固定	・ 職責に応じた堅実な職務遂行の促進	-	-	・ 職責に応じて報酬水準を決定する報酬テーブルに基づいて決定した額を毎月支給
単年度賞与	変動	・ 単年度の目標達成への動機づけ	・ 連結売上高 ・ 連結営業利益 ・ 事業売上高 ・ 事業営業利益	単年	・ 報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決議された算出方法に基づき、単年度の業績によって支給率を 0 ～ 200% で変動
			・ 個人評価		・ 報酬委員会で個人業績の評価を行い、支給率を 0 ～ 200% で変動 * CEO 以外は CEO が評価を行い報酬委員会がその内容を確認した上で支給額を決定
株式報酬	変動	・ 中長期的な企業価値向上への動機づけ ・ 株主との利害共有	・ 相対TSR ・ 営業利益CAGR	3年	・ 毎事業年度、株式報酬標準額を株価で除算した数のポイントを付与 ・ 報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決議された算出方法に基づき、3年後の業績によってポイント数を 0 ～ 200% で変動 ・ ポイント数が確定後、退任時にポイントを株式に変換 ・ 自社株保有ガイドラインにより、基本報酬の300%（CEOにおいては600%）に相当する価値の株式数を超えるまでは売却を制限

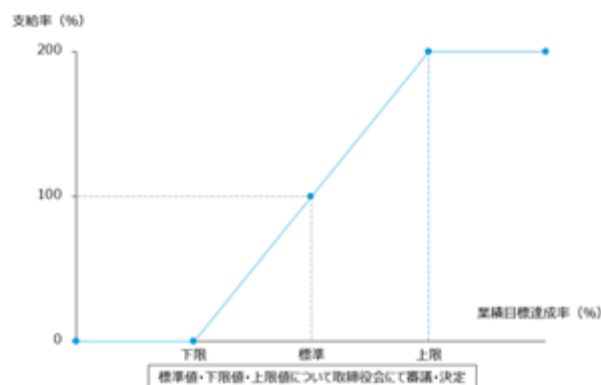
（注）1 . 持続的な成長を図るために売上高を、収益性の向上を図るために営業利益を、個々の役員の職責に応じた戦略課題の達成を図るために個人評価を、株主価値の向上を図るために相対TSRを、中長期の利益成長を図るために営業利益CAGRを、それぞれ業績指標として採用しております。

2 . 株式報酬の対象者である役員に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該対象者に対して退任時に株式に変換予定の付与済ポイントの没収及び交付等を行った株式数相当の金銭の返還請求ができるものとしております。

3 . 株式報酬として交付を受けた株式は、株式報酬の対象者の地位を退任後 1 年が経過するときまで株式を継続保有するよう定めております。

ホ 単年度賞与・株式報酬算定方法

標準業績評価時に100%、最高業績評価時に200%、最低業績評価時に 0 % の支給率となるように、各評価指標に関し、インセンティブカーブを設計しております。



e 役員報酬に関する株主総会決議の概要

役員報酬の限度額等は、2025年9月29日開催の第21回定時株主総会において「取締役等に対する株式報酬等の内容の一部改定の件」が決議されたことにより、以下のとおりとなっております。

役位		報酬の種類	報酬限度額	株主総会決議日	当該決議時点の員数
取締役（監査等委員である取締役を除く）	取締役（社外取締役を除く）	金銭報酬	年額500百万円（社外取締役分を含む）	2020年9月29日	9名（うち社外取締役2名）
		業績連動型株式報酬	<当社が拠出する金員の上限> 2,500百万円/5年 <対象者に交付等される株式等の上限> 325万株/5年	2025年9月29日	5名
	社外取締役	金銭報酬	年額60百万円	2024年9月27日	3名
監査等委員である取締役		金銭報酬	年額60百万円	2020年9月29日	3名

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
社内取締役	164	29	75	59	6
社外取締役（監査等委員を除く）	40	40	-	-	3
社外取締役（監査等委員）	41	41	-	-	4

- （注）1.上記のほか、使用人兼務取締役に對し、使用人分給と相当額131百万円を支給しております。
- 2.当期末の取締役(監査等委員を除く)の員数は8名、取締役(監査等委員)の員数は4名であります。
- 3.非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権及び信託型株式報酬であり、当事業年度の費用計上額を記載しております。新株予約権の割当ての際の条件等は第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容に記載のとおりです。

- 4.取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する賞与及び非金銭報酬等に含まれる株式報酬は、業績連動報酬等であります。(単年度賞与)業績連動報酬等に係る業績指標は連結売上高、連結営業利益、事業売上高及び事業営業利益であり、単年度の目標達成への動機づけを目的として、全社業績及び事業業績を示す指標として選定しております。額の算定方法は、職責に応じた基準額に、取締役会で決議したインセンティブカーブに基づき業績指標の実績及び個人業績の評価を反映した支給率(0~200%)を乗じ、報酬委員会における審議・確認を経て決定する方法としております。当事業年度における業績指標の実績は、連結売上高51,324百万円、連結営業利益4,026百万円であります。なお、事業売上高及び事業営業利益の実績は、すべての事業に関する経営数値を開示していないため記載しておりませんが、これらを含む業績指標の実績及び個人業績の評価を反映した結果、当事業年度に係る賞与の支給率は52%~69%となっております。(株式報酬)業績指標は相対TSR(TOPIX成長率に対する当社TSR成長率の割合)及び連結営業利益CAGRであり、中長期的な企業価値向上への動機づけ及び株主との利害共有を目的として選定しております。ポイント数の算定方法は、職責等に応じて付与される基準ポイントを、3事業年度の業績評価期間における業績指標の実績に応じ0~200%の範囲で調整する方法としております。なお、当事業年度を初事業年度とする業績評価期間は2028年6月期末に終了するため、当事業年度末時点において、当該業績評価期間に係る業績指標の実績は確定しておりません。

連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等
該当事項はありません。

権利行使の条件に定めのある株式報酬型ストック・オプションについて

当社は2021年9月28日開催の第17回定時株主総会において、従来の株式報酬型ストック・オプションに加えて、将来的な時価総額向上へのインセンティブをより高めることを目的とした時価総額条件付ストック・オプションを導入しております。なお、割当対象となる取締役は5名であり、新株予約権の内容は以下のとおりです。

なお、当該時価総額条件付ストック・オプションについては、2025年9月29日開催の第21回定時株主総会における信託型株式報酬制度の改定の承認可決を条件として廃止しており、以後、新たな新株予約権の付与は行わないこととしております。また、株式報酬型ストック・オプションについては、2022年6月30日で終了した事業年度における代表取締役への業績及び貢献に鑑みた付与を最後に、それ以降、付与を行っておりません。

a 新株予約権の総数

本定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の総数は、2万個を限度とする。

b 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。また、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

c 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法により算定される公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。ただし、当社は新株予約権の割当てを受ける取締役に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該取締役は、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺するものとする。

d 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

e 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)は、2021年10月14日から2031年10月13日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

f 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

g 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の割当日から7年以内の特定の連続する5営業日(当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。)において、当該連続する5営業日の各日の当社の時価総額(次式によって算出するものとする。)がいずれも5千億円を超過することを条件として、当該条件を満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができる。

時価総額 = (当社の発行済普通株式総数() - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数()) × 東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値()

() いずれも、当該連続する5営業日の各日における数値とする。

新株予約権者は、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてののみ行使することができるものとする。

イ 上記時価総額条件を達成した日から1年間

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%

ロ 上記の期間の終了後から行使期間の満了日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、上級執行役員もしくはこれに準じる職位ないしはそれ以上にあることを条件とする。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

h 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

i その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

役員の報酬等の額の決定過程における、取締役会及び会議等の活動内容

当事業年度の取締役の報酬等の決定過程における取締役会及び報酬検討会議の活動内容は以下のとおりです。

活動日	名称	活動内容
2025年 6 月27日	報酬委員会	取締役の報酬についての審議
2025年 9 月29日	取締役会	取締役の報酬についての決議

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会における検証の内容

当社は対象企業との長期的・安定的な関係の構築・強化が当社の中長期的な企業価値向上に寄与すると判断される場合に限り、当該株式の政策保有について検討いたします。

政策保有株式を保有している場合、取締役会にて中長期的な観点から保有目的及び合理性を確認の上、個別銘柄毎に保有の適否を検証するものとします。なお、保有意義の希薄化が認められた場合には、当該保有株式の縮減を検討いたします。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	5	415
非上場株式以外の株式	1	1,726

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)
該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	289
非上場株式以外の株式	-	-

c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社 ブシロード	6,232,000	3,116,000	取引関係の維持・強化のため保有 しております。	無
	1,726	2,380		

(注) 1 . 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有目的、経済合理性、取引状況等により検証
しております。

2 . 株式数の増加は株式分割によるものであります。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度の前 4 事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループは、「インターネットを通じて、世界をより良くする。」というミッションのもと、各事業を展開しております。いずれの事業においても、その競争力の源泉は従業員一人ひとりの専門性と創造性であり、人的資本は当社グループの持続的な成長を支える重要な経営基盤であると考えております。

当社グループでは、継続的な成長実現に向け、エンタメ、AI領域へのシフトを図っていきます。これらの領域において、各事業の成長及び中長期的な企業価値の向上を実現していくためには、高い専門性を有する多様な人材を確保するとともに、一人ひとりがその能力を高め、新たな領域や役割に挑戦できる組織づくりが重要であると考えております。このため、当社グループでは、人材の採用・育成・登用及び活躍環境の整備を経営戦略の実現に必要な重要施策と位置付けております。

こうした認識のもと、当社グループでは、従業員がお互いに切磋琢磨し合い、一人ひとりの高い成長を実現するために「挑戦できる」、「成長できる」、「称えあえる」、「社会貢献できる」という4つのキーワードを人材戦略の柱として定めております。これらの方針に基づき、社内公募制度（GOJP）、1on1・MBOによる目標管理（GPCP）、表彰制度（GAWP）等の制度を導入・運用し、経営戦略の実現を担う人材の確保・育成に取り組んでおります。

従業員の給与等については、各人の役割・職責、能力及び成果等を踏まえて決定することを基本方針としております。また、経営戦略の実現において重要な役割を担う執行役員については、企業価値の向上に向けたインセンティブを強化する観点から、会社業績や成果との連動性を高めた報酬制度を導入しております。

また、当社グループは、多様なバックグラウンドを有する人材の活躍が重要であると考えており、性別、年齢、国籍、入社経路を問わない多様な人材の採用・育成・登用を継続するとともに、GREE Family Supportをはじめとする福利厚生制度の整備等を通じて、多様な人材が安心して能力を発揮できる社内環境の整備を進めております。

（給与その他の給付の額及び内容の決定に関する方針）

当社及び連結会社のうち最大人員会社である株式会社WFSにおける従業員の給与その他の給付の額及び内容については、従業員の役割及び成果が適切に処遇に反映されるよう、公平かつ納得感のある給与・報酬体系とすることを基本方針としております。給与水準の決定にあたっては、外部労働市場の水準等も勘案し、グレード制度によるスキル要件の明確化の上で、半年単位の評価期間ごとの目標設定を通じて決定しております。

また、金銭報酬に加え、従業員の資産形成を支援する給付として、自社株購入時に奨励金を支給する従業員持株会制度や、加入の有無及び拠出額を従業員が自由に選択できる企業型確定拠出年金制度を導入しております。あわせて、GREE Family Support（ファミリー在宅・ファミリー休暇・ベビーシッター補助・時短/時差出勤等）をはじめとする福利厚生制度を整備し、従業員が安心して働ける環境の提供と併せた総合的な処遇を行っております。

(2) 【従業員の状況】
連結会社の状況

2026年 6 月30日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)	
ゲーム事業	741	[618]
VTuber事業	164	[85]
IP事業	50	[24]
DX事業	302	[126]
エンジニアリング事業	88	[39]
投資事業	7	[4]
報告セグメント計	1,352	[896]
全社 (共通)	122	[125]
合計	1,474	[1,021]

(注) 1 . 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (常駐の委託社員を含む) は、年間の平均人員を [] 内に外数で記載しております。

2 . 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

提出会社の状況

2026年 6 月30日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
122 [125]	41.8	6.9	9,054	4.6

セグメントの名称	従業員数 (名)	
全社 (共通)	122	[125]
合計	122	[125]

(注) 1 . 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (常駐の委託社員を含む) は、年間の平均人員を [] 内に外数で記載しております。

2 . 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 . 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

最大人員会社の状況

ア 当事業年度における従業員数が最も多い会社

株式会社WFS

2026年6月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （％）
666〔529〕	38.3	5.0	7,231	1.6

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（常駐の委託社員を含む）は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

イ 上記アの次に従業員数が多い会社

グリーエックス株式会社

2026年6月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （％）
205〔118〕	34.8	4.4	6,566	4.8

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（常駐の委託社員を含む）は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

労働組合の状況

当社グループには、労働組合はありませんが、労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度の内容

当社は、使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入しております。当該役員・従業員株式所有制度の内容については、第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 （８） 役員・従業員株式所有制度の内容に記載しております。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

ア 提出会社

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の額の差異(%) (注)1.、3.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
15.0	-	72.1	78.7	64.7

(注)1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、公表状況に応じ、公表されていない指標を「-」と表記しております。

3.正規雇用労働者の男女の賃金の額の差異については、男女の賃金に対する女性の賃金に差は無く、グレード別人数構成の差によるものであります。

イ 連結子会社

当事業年度					
名称	管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の額の差異(%) (注)1.、3.		
			全労働者	うち正規雇用者	うちパート・有期労働者
株式会社WFS	15.4	58.6	79.0	80.3	91.8
株式会社グリー	19.0	-	80.5	83.6	93.8
REALITY株式会社	25.0	-	75.8	77.3	112.8
グリーエックス株式会社	23.3	-	78.5	83.4	83.1
株式会社ExPlay	33.3	-	74.0	76.5	101.8

(注)1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。なお、同規定による公表義務の対象でない会社については、公表状況に応じ、公表されていない指標を「-」と表記しております。

3.正規雇用労働者の男女の賃金の額の差異については、男女の賃金に対する女性の賃金に差は無く、グレード別人数構成の差によるものであります。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年7月1日から2026年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年7月1日から2026年6月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することが出来る体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、四半期毎に行われるセミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	48,851	50,421
売掛金及び契約資産	¹ 7,149	¹ 5,802
未収入金	2,075	1,919
営業投資有価証券	² 20,705	² 23,938
金銭の信託	35,000	18,500
有価証券	50	9,272
その他	3,610	2,576
貸倒引当金	22	18
流動資産合計	117,419	112,413
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,612	1,293
工具、器具及び備品	244	220
有形固定資産合計	³ 1,856	³ 1,514
無形固定資産		
その他	4	7
無形固定資産合計	4	7
投資その他の資産		
投資有価証券	² 9,933	² 7,164
繰延税金資産	1,111	2,147
その他	2,884	2,648
貸倒引当金	310	348
投資その他の資産合計	13,617	11,612
固定資産合計	15,477	13,134
資産合計	132,897	125,547
負債の部		
流動負債		
1 年内償還予定の社債	9,000	6,000
未払法人税等	796	1,301
契約負債	3,794	3,049
賞与引当金	521	503
未払金	6,497	5,025
その他	992	1,421
流動負債合計	21,602	17,300
固定負債		
長期借入金	9,000	9,000
社債	7,700	1,700
その他	947	742
固定負債合計	17,647	11,442
負債合計	39,250	28,743

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	2,362	2,362
利益剰余金	94,816	96,358
自己株式	5,399	5,046
株主資本合計	91,879	93,774
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,154	758
為替換算調整勘定	4	691
その他の包括利益累計額合計	1,150	1,449
新株予約権	499	367
非支配株主持分	118	1,213
純資産合計	93,647	96,804
負債純資産合計	132,897	125,547

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
売上高	1 57,111	1 51,324
売上原価	27,902	26,880
売上総利益	29,209	24,443
販売費及び一般管理費	2, 3 24,348	2, 3 20,417
営業利益	4,860	4,026
営業外収益		
受取利息	232	478
受取配当金	70	19
為替差益	-	881
暗号資産評価益	19	-
その他	15	22
営業外収益合計	338	1,402
営業外費用		
支払利息	190	209
為替差損	1,246	-
支払手数料	1	6
暗号資産評価損	-	276
その他	1	0
営業外費用合計	1,439	492
経常利益	3,760	4,936
特別利益		
投資有価証券売却益	77	398
その他	-	23
特別利益合計	77	421
特別損失		
固定資産除却損	0	4
投資有価証券評価損	86	29
関係会社株式売却損	102	-
その他	4	-
特別損失合計	193	33
税金等調整前当期純利益	3,644	5,324
法人税、住民税及び事業税	1,462	2,249
法人税等調整額	1,034	806
法人税等合計	2,496	1,443
当期純利益	1,148	3,880
非支配株主に帰属する当期純損失 ()	46	208
親会社株主に帰属する当期純利益	1,194	4,088

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
当期純利益	1,148	3,880
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	628	376
為替換算調整勘定	221	781
持分法適用会社に対する持分相当額	904	19
その他の包括利益合計	¹ 497	¹ 385
包括利益	650	4,266
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	696	4,388
非支配株主に係る包括利益	46	122

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年 7月 1日 至 2025年 6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	2,362	96,443	5,608	93,298
当期変動額					
剰余金の配当			2,822		2,822
親会社株主に帰属する当期純利益			1,194		1,194
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分				208	208
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,627	208	1,418
当期末残高	100	2,362	94,816	5,399	91,879

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	1,431	216	1,648	487	96	95,530
当期変動額						
剰余金の配当						2,822
親会社株主に帰属する当期純利益						1,194
自己株式の取得						0
自己株式の処分						208
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	276	221	497	11	21	464
当期変動額合計	276	221	497	11	21	1,882
当期末残高	1,154	4	1,150	499	118	93,647

当連結会計年度（自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	2,362	94,816	5,399	91,879
当期変動額					
剰余金の配当			2,484		2,484
親会社株主に帰属する当期純利益			4,088		4,088
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		37		352	314
自己株式処分差損の振替		37	37		-
連結範囲の変動			24		24
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,541	352	1,894
当期末残高	100	2,362	96,358	5,046	93,774

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	1,154	4	1,150	499	118	93,647
当期変動額						
剰余金の配当						2,484
親会社株主に帰属する当期純利益						4,088
自己株式の取得						0
自己株式の処分						314
自己株式処分差損の振替						-
連結範囲の変動						24
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	395	695	299	131	1,094	1,262
当期変動額合計	395	695	299	131	1,094	3,157
当期末残高	758	691	1,449	367	1,213	96,804

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 7月 1 日 至 2025年 6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7月 1 日 至 2026年 6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,644	5,324
減価償却費	305	403
受取利息及び受取配当金	303	497
支払利息	190	209
為替差損益(は益)	453	271
投資有価証券売却損益(は益)	77	398
営業投資有価証券の増減額(は増加)	390	2,550
投資有価証券評価損益(は益)	86	29
売上債権の増減額(は増加)	273	1,347
未収入金の増減額(は増加)	251	342
貸倒引当金の増減額(は減少)	81	32
預け金の増減額(は増加)	109	14
前払費用の増減額(は増加)	171	124
長期前払費用の増減額(は増加)	12	197
未払金の増減額(は減少)	83	1,415
未払消費税等の増減額(は減少)	66	202
契約負債の増減額(は減少)	1,243	745
その他	136	498
小計	3,063	2,600
利息及び配当金の受取額	303	497
利息の支払額	183	236
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	2,507	890
営業活動によるキャッシュ・フロー	674	1,970
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6	23
投資有価証券の取得による支出	29	3,499
投資有価証券の売却による収入	373	987
投資有価証券の償還による収入	-	1,000
関係会社貸付けによる支出	15	-
敷金の差入による支出	4	-
敷金の回収による収入	1	2
その他	5	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	312	1,539
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の償還による支出	-	9,000
長期借入れによる収入	9,000	-
自己株式の取得による支出	0	-
配当金の支払額	2,959	2,479
非支配株主からの払込みによる収入	-	736
その他	16	138
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,023	10,882
現金及び現金同等物に係る換算差額	398	567
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	6,613	9,884
現金及び現金同等物の期首残高	77,288	83,901
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	-	177
現金及び現金同等物の期末残高	1 83,901	1 74,194

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 32社

主要な連結子会社名

株式会社WFS

株式会社グリー

REALITY株式会社

グリーエンターテインメント株式会社

グリーエックス株式会社

当連結会計年度において、GREE Capital US Holdings, LLC、GREE LP Fund US, LLC、GREE Capital Partners, LLC、GFR Fund I GP, LLC及びGFR Fund I, L.Pは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

また、GREE LP Fund JP2号投資事業有限責任組合、グリー・ファンド・インベストメンツ株式会社、グリーライブエンターテインメント株式会社及びグリークリエイティブエンターテインメント株式会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

さらに、連結子会社であったGREE LP Fund US Holdings, LLCはGREE Capital US Holdings, LLCを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

グリービジネスオペレーションズ株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

主要な会社等の名称

AT-II 投資事業有限責任組合

RINDO Entertainment株式会社

当連結会計年度において、RINDO Entertainment株式会社の株式を新たに取得し、持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

非連結子会社

グリービジネスオペレーションズ株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、STRIVE株式会社及びGREE LP Fund US I, LPの決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

主として定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～18年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．顧客に対するアイテム課金に関わる収益

当社グループにおいて運営する「GREE」で配信しているゲームや他社プラットフォームで配信している各種スマートフォンゲーム等及びライブ配信アプリ「REALITY」について、アイテム課金等の方法により運営を行っております。アイテム課金については、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームを行い、当社グループがアイテムごとに定められた内容の役務提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、アプリ内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積期間に応じて収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ．ライセンス収益

当社グループは、ゲーム配信権等の許諾を行っております。当該ゲーム配信権等の許諾に係る顧客からのライセンス収益については、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質がライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利であるとみなし、一定の期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ハ．業務受託契約に関わる収益

当社グループは、ソフトウェア受託開発を行っております。当受託開発による顧客に対する履行義務は、顧客との契約内容に基づいて請負契約は成果物の提供を、委任契約は役務提供をそれぞれ履行義務として識別しております。進捗部分について進捗度を合理的に見積もることができる請負契約については、原価総額の見積額に対する各報告期間の期末日までに発生した発生原価の割合によって算出した進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。委任契約については、契約期間に対する役務提供の経過期間に応じて収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 非上場株式の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
営業投資有価証券(非上場株式)	2,005	2,364
営業投資有価証券 (投資事業有限責任組合等への出資)	18,673	21,559
投資有価証券(非上場株式)	2,052	3,726

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、業務提携及び投資育成を目的として、複数の非上場企業に対して投資先企業の将来の成長による超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額での投資を行っています。当該非上場株式の評価に当たっては、当該株式の投資時の超過収益力を反映した実質価額が著しく低下したときに、減損処理を行います。

非上場株式の評価において、投資先企業の投資時における超過収益力について毀損の有無を判断するに当たっては、投資先企業の投資時における事業計画の達成状況や、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案して検討しております。当該検討には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高及び営業利益を構成する重要な要素であります。見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先の事業進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合には翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

2. 関係会社株式(RINDO Entertainment株式会社)の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
投資有価証券(関係会社株式)	-	1,702

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式の評価において、市場価格のない関係会社株式は、実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。RINDO Entertainment株式会社の株式の実質価額は、将来の事業計画に基づいた超過収益力等を反映した金額を基礎として算定しております。当該株式の帳簿価額と実質価額を比較した結果、実質価額が帳簿価額を著しく下回っていないため、評価損を認識しておりません。連結財務諸表に計上した金額の算出にあたり、事業計画における興行収入を主要な仮定としております。この主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、重要な変更が生じ実質価額が著しく低下した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号「リース」の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号「リース」の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号「リース」の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号「リース」と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首から適用します。

(連結貸借対照表関係)

- 1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
売掛金	6,930百万円	5,724百万円
契約資産	218百万円	78百万円

- 2 非連結子会社及び関連会社等に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
営業投資有価証券(投資事業組合出資金)	3,936百万円	3,163百万円
投資有価証券(株式等)	59百万円	1,712百万円

- 3 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,298百万円	1,687百万円

- 4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
当座貸越極度額	17,000百万円	17,000百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	17,000百万円	17,000百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
給料及び手当	2,886百万円	3,057百万円
支払手数料	8,475百万円	5,157百万円
広告宣伝費	3,875百万円	2,057百万円

- 3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
	1,088百万円	1,191百万円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	964百万円	563百万円
組替調整額	3百万円	2百万円
法人税等及び税効果調整前	960百万円	560百万円
法人税等及び税効果額	332百万円	184百万円
その他有価証券評価差額金	628百万円	376百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	221百万円	781百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
法人税等及び税効果調整前	221百万円	781百万円
法人税等及び税効果額	- 百万円	- 百万円
為替換算調整勘定	221百万円	781百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	904百万円	19百万円
その他の包括利益合計	497百万円	385百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(株)	179,749,700	-	-	179,749,700
合計	179,749,700	-	-	179,749,700
自己株式				
普通株式(株)(注)	8,714,774	81	313,942	8,400,913
合計	8,714,774	81	313,942	8,400,913

(注) 普通株式の自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口が所有する当社株式(当連結会計年度期首8,295,547株、当連結会計年度末7,981,605株)を含めて記載しております。

(変動事由の概要)

(注) 増加数の内容は以下のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 81株

(注) 減少数の内容は以下のとおりであります。

E S O P信託口による当社株式の売却による減少 171,851株

B I P信託口による当社株式の売却による減少 142,091株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	499
合計		-	-	-	-	-	499

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年8月1日 取締役会	普通株式	2,822	16.5	2024年6月30日	2024年8月22日

(注) 配当金の総額には、株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口が所有する当社株式への配当金136百万円を含めておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年8月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,484	14.5	2025年6月30日	2025年8月21日

(注) 配当金の総額には、株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口が所有する当社株式への配当金115百万円を含めておりません。

当連結会計年度（自 2025年 7月 1日 至 2026年 6月30日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	179,749,700	-	-	179,749,700
合計	179,749,700	-	-	179,749,700
自己株式				
普通株式（株）（注）	8,400,913	50	491,885	7,909,078
合計	8,400,913	50	491,885	7,909,078

（注）普通株式の自己株式の株式数には、株式付与 E S O P 信託口及び役員報酬 B I P 信託口が所有する当社株式（当連結会計年度期首7,981,605株、当連結会計年度末7,715,820株）を含めて記載しております。

（変動事由の概要）

（注）増加数の内容は以下のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 50株

（注）減少数の内容は以下のとおりであります。

E S O P 信託口による当社株式の売却による減少 124,911株

B I P 信託口による当社株式の売却による減少 140,874株

ストック・オプションの行使による減少 226,100株

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	367
合計		-	-	-	-	-	367

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年 8月 6日 取締役会	普通株式	2,484	14.5	2025年 6月30日	2025年 8月21日

（注）配当金の総額には、株式付与 E S O P 信託口及び役員報酬 B I P 信託口が所有する当社株式への配当金115百万円を含めておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年 8月 7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,780	22.0	2026年 6月30日	2026年 8月21日

（注）配当金の総額には、株式付与 E S O P 信託口及び役員報酬 B I P 信託口が所有する当社株式への配当金169百万円を含めておりません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金勘定	48,851百万円	50,421百万円
金銭の信託	35,000百万円	18,500百万円
有価証券	50百万円	5,272百万円
現金及び現金同等物	83,901百万円	74,194百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
1年内	1,071	976
1年超	714	3,674
合計	1,785	4,651

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は主に自己資金、社債及び長期借入金で賄っており、グループCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）の有効活用により適正な資金管理を図っております。当社グループは、投資事業として非上場株式及び投資事業有限責任組合等への投資を行っております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、投資事業有限責任組合等への投資は主にグリーキャピタルマネジメント株式会社より行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

金銭の信託は合同運用指定金銭の信託等であり発行体の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、業務提携に関する株式及び投資育成を目的とした非上場株式及び投資事業組合出資であります。これらは、信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払法人税等はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。

社債及び長期借入金は、固定金利無担保のみであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、社内規程等に従い、営業債権について、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

金銭の信託は、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品を対象としているため、信用リスクは僅少であります。また、満期保有目的の債券は格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。業務提携に関する株式及び投資事業組合出資は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況等を継続的に見直しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)営業投資有価証券			
その他有価証券	25	25	-
(2)投資有価証券			
満期保有目的の債券	5,500	5,421	78
その他有価証券	2,380	2,380	-
資産計	7,906	7,828	78
(1)長期借入金	9,000	9,007	7
(2)社債	16,700	16,557	142
負債計	25,700	25,564	135

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「金銭の信託」、「有価証券」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2025年6月30日)
営業投資有価証券(非上場株式)	2,005
営業投資有価証券(投資事業有限責任組合等への出資)	18,673
投資有価証券(非上場株式)	2,052

当連結会計年度（2026年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 営業投資有価証券			
その他有価証券	14	14	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	4,000	3,955	44
その他有価証券	6,998	6,998	-
資産計	11,013	10,968	44
(1) 長期借入金	9,000	8,747	252
(2) 1年内償還予定の社債及び社債	7,700	7,610	89
負債計	16,700	16,357	342

（*1）「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「金銭の信託」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（*2）市場価格のない株式等は上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度 （2026年6月30日）
営業投資有価証券（非上場株式）	2,364
営業投資有価証券（投資事業有限責任組合等への出資）	21,559
投資有価証券（非上場株式）	3,726
投資有価証券（関係会社株式）	1,712

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2025年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	48,850	-	-	-
売掛金	6,930	-	-	-
未収入金	2,075	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	1,500	4,000	-	-
合計	59,357	4,000	-	-

当連結会計年度(2026年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	50,420	-	-	-
売掛金	5,724	-	-	-
未収入金	1,919	-	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	4,000	-	-	-
その他有価証券				
外国債券	5,272	-	-	-
合計	67,336	-	-	-

(注) 2. 社債、長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2025年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	-	-	3,000	-	6,000	-
社債	9,000	6,000	1,700	-	-	-
合計	9,000	6,000	4,700	-	6,000	-

当連結会計年度(2026年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	-	3,000	-	6,000	-	-
社債	6,000	1,700	-	-	-	-
合計	6,000	4,700	-	6,000	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(１) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

前連結会計年度（2025年６月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
営業投資有価証券				
その他有価証券				
株式	25	-	-	25
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,380	-	-	2,380
資産計	2,406	-	-	2,406

当連結会計年度（2026年６月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
営業投資有価証券				
その他有価証券				
株式	14	-	-	14
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,726	-	-	1,726
外国債券	5,272	-	-	5,272
資産計	7,013	-	-	7,013

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品及び金融負債
 前連結会計年度(2025年6月30日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	5,421	-	5,421
資産計	-	5,421	-	5,421
長期借入金	-	9,007	-	9,007
社債	-	16,557	-	16,557
負債計	-	25,564	-	25,564

当連結会計年度(2026年6月30日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	3,955	-	3,955
資産計	-	3,955	-	3,955
長期借入金	-	8,747	-	8,747
1年内償還予定の社債及び社債	-	7,610	-	7,610
負債計	-	16,357	-	16,357

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券、有価証券及び投資有価証券

上場株式及び国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内償還予定の社債及び社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2025年6月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	5,500	5,421	78
	(3) その他	-	-	-
	小計	5,500	5,421	78
合計		5,500	5,421	78

当連結会計年度(2026年6月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	4,000	3,955	44
	(3) その他	-	-	-
	小計	4,000	3,955	44
合計		4,000	3,955	44

２．その他有価証券

前連結会計年度（2025年６月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)営業投資有価証券に属するもの			
	株式	25	13	12
	その他	-	-	-
	(2)投資有価証券に属するもの			
	株式	2,380	928	1,452
	その他	-	-	-
	小計	2,406	941	1,464
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)営業投資有価証券に属するもの			
	株式	-	-	-
	その他	-	-	-
	(2)投資有価証券に属するもの			
	株式	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		2,406	941	1,464

当連結会計年度（2026年６月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)営業投資有価証券に属するもの			
	株式	14	13	0
	その他	-	-	-
	(2)投資有価証券に属するもの			
	株式	1,726	928	798
	その他	-	-	-
	小計	1,740	941	799
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)営業投資有価証券に属するもの			
	株式	-	-	-
	その他	-	-	-
	(2)投資有価証券に属するもの			
	株式	-	-	-
	その他	5,272	5,272	-
	小計	5,272	5,272	-
合計		7,013	6,214	799

３．売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1)営業投資有価証券に属するもの			
株式	-	-	-
債券			
イ．国債・地方債等	-	-	-
ロ．社債	-	-	-
ハ．その他	-	-	-
その他	-	-	-
(2)投資有価証券に属するもの			
株式	347	77	102
債券			
イ．国債・地方債等	-	-	-
ロ．社債	-	-	-
ハ．その他	-	-	-
その他			
合計	347	77	102

当連結会計年度（自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1)営業投資有価証券に属するもの			
株式	101	-	7
債券			
イ．国債・地方債等	-	-	-
ロ．社債	-	-	-
ハ．その他	-	-	-
その他	-	-	-
(2)投資有価証券に属するもの			
株式	487	398	-
債券			
イ．国債・地方債等	-	-	-
ロ．社債	-	-	-
ハ．その他	-	-	-
その他	-	-	-
合計	588	398	7

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について529百万円（其他有価証券の株式529百万円（営業投資有価証券443百万円、投資有価証券86百万円））減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について375百万円（其他有価証券の株式375百万円（営業投資有価証券346百万円、投資有価証券29百万円））減損処理を行っております。

なお、市場価格のない株式等以外の有価証券の減損処理にあたりましては、連結会計年度末における時価が、取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、非上場株式の減損処理にあたりましては、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、159百万円であります。

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、167百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
販売費及び一般管理費	11百万円	1百万円

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 253,000株
付与日	2015年10月15日
権利確定条件	権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にあるものであることを要する。また、その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2015年10月15日から権利確定日まで
権利行使期間	2015年10月15日から2025年10月14日まで

	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 166,700株
付与日	2016年10月14日
権利確定条件	権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にあるものであることを要する。また、その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2016年10月14日から権利確定日まで
権利行使期間	2016年10月14日から2026年10月13日まで

	第 9 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 367,700株
付与日	2017年10月13日
権利確定条件	権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にあるものであることを要する。また、その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2017年10月13日から権利確定日まで
権利行使期間	2017年10月13日から2027年10月12日まで

	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 294,400株
付与日	2018年10月12日
権利確定条件	権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にあるものであることを要する。また、その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2018年10月12日から権利確定日まで
権利行使期間	2018年10月12日から2028年10月11日まで

	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 195,000株
付与日	2019年10月11日
権利確定条件	権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にあるものであることを要する。また、その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2019年10月11日から権利確定日まで
権利行使期間	2019年10月11日から2029年10月10日まで

	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 180,000株
付与日	2020年10月14日
権利確定条件	権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にあるものであることを要する。また、その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2020年10月14日から権利確定日まで
権利行使期間	2020年10月14日から2030年10月13日まで

	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 1,197,000株
付与日	2021年10月14日
権利確定条件	権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にあるものであることを要する。また、その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2021年10月14日から権利確定日まで
権利行使期間	2021年10月14日から2031年10月13日まで

	第14回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 91,200株
付与日	2021年10月14日
権利確定条件	権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にあるものであることを要する。また、その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2021年10月14日から権利確定日まで
権利行使期間	2021年10月14日から2031年10月13日まで

	第15回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 124,300株
付与日	2022年10月14日
権利確定条件	権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にあるものであることを要する。また、その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2022年10月14日から権利確定日まで
権利行使期間	2022年10月14日から2032年10月13日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第7回 新株 予約権	第8回 新株 予約権	第9回 新株 予約権	第10回 新株 予約権	第11回 新株 予約権	第12回 新株 予約権	第13回 新株 予約権	第14回 新株 予約権	第15回 新株 予約権
権利確定前（株）									
前連結会計 年度末	-	-	-	-	-	-	1,197,000	-	31,100
付与	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	1,197,000	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	-	31,100
未確定残	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定後（株）									
前連結会計 年度末	113,500	73,100	106,900	105,200	99,500	126,000	-	72,700	93,200
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	-	31,100
権利行使	113,500	-	-	7,800	22,100	42,000	-	40,700	-
失効	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未行使残	-	73,100	106,900	97,400	77,400	84,000	-	32,000	124,300

単価情報

	第7回 新株 予約権	第8回 新株 予約権	第9回 新株 予約権	第10回 新株 予約権	第11回 新株 予約権	第12回 新株 予約権	第13回 新株 予約権	第14回 新株 予約権	第15回 新株 予約権
権利行使価格 （円）	1	1	1	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価 （円）	475	-	-	475	475	460	-	455	-
付与日における 公正な評価単価 （円）	57,200	53,300	76,600	48,200	45,800	50,000	82,700	81,000	77,700

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。なお、時価総額条件付株式報酬型ストック・オプションについては、権利確定条件等を考慮し、権利不確定による失効数を見積もっております。

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
繰延税金資産		
契約負債	607百万円	562百万円
未払事業税	29百万円	95百万円
減価償却超過額	553百万円	1,076百万円
賞与引当金	176百万円	190百万円
投資有価証券	917百万円	955百万円
関係会社株式	329百万円	416百万円
税務上の繰越欠損金 (注) 2	2,256百万円	2,061百万円
その他	727百万円	663百万円
繰延税金資産小計	5,596百万円	6,022百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	2,189百万円	1,820百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,548百万円	1,584百万円
評価性引当額小計 (注) 1	3,738百万円	3,405百万円
繰延税金資産合計	1,858百万円	2,617百万円
繰延税金負債		
未収事業税	22百万円	13百万円
その他有価証券評価差額金	585百万円	363百万円
その他	212百万円	172百万円
繰延税金負債合計	819百万円	550百万円
繰延税金資産又は繰延税金負債 () の純額	1,038百万円	2,066百万円

(注) 1 . 評価性引当額が332百万円減少しております。当該変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金が減少したことによるものになります。

(注) 2 . 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2025年 6 月30日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (1)	230	124	-	99	113	1,688	2,256
評価性引当額	230	124	-	99	105	1,629	2,189
繰延税金資産	-	-	-	-	7	58	(2) 66

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金について、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度 (2026年 6 月30日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (3)	-	-	96	122	20	1,823	2,061
評価性引当額	-	-	-	-	-	1,820	1,820
繰延税金資産	-	-	96	122	20	2	(4) 241

(3) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(4) 税務上の繰越欠損金について、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
永久差異項目	2.0%	0.4%
評価性引当額の増減	32.5%	6.2%
連結子会社との税率差異	1.6%	1.7%
その他	1.0%	0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	68.5%	27.1%

(収益認識関係)

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						合計
	ゲーム事業	VTuber事業	IP事業	DX事業	エンジニアリング事業	投資事業	
有料課金収入	33,859	6,945	0	-	-	-	40,805
業務受託収入	1,889	-	-	4,691	-	-	6,581
ライセンス収入	618	-	1,605	-	-	-	2,224
投資収入	-	-	-	-	-	1,100	1,100
その他	545	1,303	119	2,035	148	-	4,153
顧客との契約から生じる収益	36,914	8,248	1,725	6,727	148	1,100	54,865
その他の収益(注1)	-	-	-	-	-	2,246	2,246
外部顧客への売上高	36,914	8,248	1,725	6,727	148	3,346	57,111

(注)1. その他の収益は、主として企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資に係る収益であります。

2. 「注記事項(セグメント情報等)セグメント情報 1. 報告セグメントの概要(報告セグメントの変更に關する事項)」に記載の変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						合計
	ゲーム事業	VTuber事業	IP事業	DX事業	エンジニアリング事業	投資事業	
有料課金収入	26,135	6,957	0	-	-	-	33,092
業務受託収入	2,622	-	30	5,778	658	-	9,090
ライセンス収入	244	-	1,687	-	-	-	1,932
投資収入	-	-	-	-	-	970	970
その他	419	2,182	94	1,521	370	-	4,587
顧客との契約から生じる収益	29,421	9,139	1,812	7,299	1,029	970	49,673
その他の収益(注1)	-	-	-	-	-	1,651	1,651
外部顧客への売上高	29,421	9,139	1,812	7,299	1,029	2,621	51,324

(注)1. その他の収益は、主として企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資に係る収益であります。

2. 「注記事項(セグメント情報等)セグメント情報 1. 報告セグメントの概要(報告セグメントの変更に關する事項)」に記載の変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

前連結会計年度（自 2024年 7月 1日 至 2025年 6月30日）

（単位：百万円）

	金額
顧客との契約から生じた債権（当期首）	7,260
顧客との契約から生じた債権（当期末）	6,930
契約資産（当期首）	150
契約資産（当期末）	218
契約負債（当期首）	5,037
契約負債（当期末）	3,794

契約資産は、請負契約において進捗度に応じた収益計上に関わる未請求の対価に対する権利に関するものです。

契約負債は、アイテム課金に係る顧客からの前受金及び残存履行義務並びにゲーム配信許諾等に係る顧客からのライセンス収入の前受金であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,170百万円であります。

当連結会計年度（自 2025年 7月 1日 至 2026年 6月30日）

（単位：百万円）

	金額
顧客との契約から生じた債権（当期首）	6,930
顧客との契約から生じた債権（当期末）	5,724
契約資産（当期首）	218
契約資産（当期末）	78
契約負債（当期首）	3,794
契約負債（当期末）	3,049

契約資産は、請負契約において進捗度に応じた収益計上に関わる未請求の対価に対する権利に関するものです。

契約負債は、アイテム課金に係る顧客からの前受金及び残存履行義務並びにゲーム配信許諾等に係る顧客からのライセンス収入の前受金であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,379百万円であります。

残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約、及び知的財産のライセンス契約のうち売上高又は使用量に基づくロイヤリティについては、注記の対象に含めておりません。

当該残存履行義務は、主にゲーム事業及びIP事業のライセンス収益に関連するものです。2年超の残存履行義務は、今後のライセンス収益の契約期間にわたり収益を認識します。

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	466	667
1年超2年以内	243	220
2年超	823	708

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、ゲーム事業、VTuber事業、IP事業、DX事業、エンジニアリング事業、投資事業を展開しております。

「ゲーム事業」は、WFSでは各種スマートフォンゲームの開発・運営を行い、多数の人気タイトルを国内及びグローバルに配信しているほか、コンシューマゲームの企画・開発を展開しております。また、グリーではソーシャルゲーム向けプラットフォーム「GREE」の運営・開発を行っております。

「VTuber事業」は、ライブ配信アプリ「REALITY」の開発・運営や、多彩なタレントをマネジメント・プロデュースするVTuber事務所の運営等を行っております。

「IP事業」は、アニメやマンガといったコンテンツ領域でコンシューマ向け及び法人向け事業を幅広く展開しております。

「DX事業」は、長期にわたりインターネット事業を展開する当社グループだからこそできる、マーケティング領域を中心としたクライアント企業のDX支援や各種SaaSの展開等を行っております。

「エンジニアリング事業」は、グループ共通技術部門における長年の社内運用で蓄積された高度な開発・運用のノウハウや実用的な技術アセットを、新規事業として社外へ提供しております。

「投資事業」は、「ファンド投資」「スタートアップ投資」の2つを通じて、日本国内並びに海外のインターネット・IT領域を中心に投資し、ITによるイノベーションに貢献し、新たな価値創造に取り組んでおります。

(報告セグメントの変更に関する事項)

従来の「メタバース事業」について、事業内容をより適正に表示するため、当連結会計年度より

「VTuber事業」へ名称を変更いたしました。当該変更はセグメントの名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

また、従来「その他」に区分していたグループ共通技術部門を事業化した領域について、量的な重要性が増したため新設した「エンジニアリング事業」に区分することといたしました。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメント区分に基づき作成したものを開示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント							調整額 （注2）	連結財務諸表 計上額
	ゲーム 事業	VTuber 事業	IP事業	DX事業	エンジニア リング事業	投資事業	計		
売上高									
外部顧客への 売上高	36,914	8,248	1,725	6,727	148	3,346	57,111	-	57,111
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	22	27	11	313	159	-	535	535	-
計	36,936	8,276	1,737	7,041	308	3,346	57,646	535	57,111
セグメント利益 又は損失（ ） （注1）	4,596	660	282	922	175	413	6,223	1,362	4,860
その他の項目 減価償却費	4	44	-	10	-	0	59	245	305

（注）1. セグメント利益又は損失（ ）の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. セグメント利益又は損失（ ）の調整額 1,362百万円は全社費用等であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント資産の金額は、当社グループでは報告セグメントに資産を配分していないため、開示しておりません。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント							調整額 （注2）	連結財務諸表 計上額
	ゲーム 事業	VTuber 事業	IP事業	DX事業	エンジニア リング事業	投資事業	計		
売上高									
外部顧客への 売上高	29,421	9,139	1,812	7,299	1,029	2,621	51,324	-	51,324
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	18	25	0	114	292	-	450	450	-
計	29,439	9,164	1,812	7,414	1,321	2,621	51,775	450	51,324
セグメント利益 又は損失（ ） （注1）	3,712	1,486	23	974	712	715	6,147	2,120	4,026
その他の項目 減価償却費	4	8	-	10	-	0	23	379	403

（注）1. セグメント利益又は損失（ ）の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. セグメント利益又は損失（ ）の調整額 2,120百万円は全社費用等であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント資産の金額は、当社グループでは報告セグメントに資産を配分していないため、開示しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	有料課金収入	その他	合計
外部顧客への売上高	40,805	16,305	57,111

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	その他	合計
49,757	7,354	57,111

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高
A p p l e I n c .	13,412
G o o g l e I n c .	12,446

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	有料課金収入	その他	合計
外部顧客への売上高	33,092	18,231	51,324

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	その他	合計
46,049	5,274	51,324

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高
A p p l e I n c .	7,188
G o o g l e I n c .	7,677
S t r i p e , I n c .	6,784

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2024年 7月 1日 至 2025年 6月30日）

（1）親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社 セコイア (注1)	東京都 港区	3	不動産投 資及び有 価証券投 資	被所有 直接 53.6	従業員の 出向	出向料の 受取 (注2)	29	未収入 金	3

（注）1. 当社代表取締役会長兼社長田中良和が議決権の100%を直接保有しております。

2. 出向料の受取については、出向契約書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け取っております。

（2）役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

（3）非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年 7月 1日 至 2026年 6月30日）

（1）親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社 セコイア (注1)	東京都 港区	3	不動産投 資及び有 価証券投 資	被所有 直接 61.8	従業員の 出向	出向料の 受取 (注2)	38	未収入 金	3

（注）1. 当社代表取締役会長兼社長田中良和が議決権の100%を直接保有しております。

2. 出向料の受取については、出向契約書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け取っております。

（2）役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

（3）非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

2. 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は該当ありません。前連結会計年度において重要な関連会社であったAT- 投資事業有限責任組合は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から除外しております。

（単位：百万円）

	AT- 投資事業有限責任組合	
	前連結会計年度	当連結会計年度
資産合計	2,249	-
純資産合計	2,249	-
投資収益	4,648	-
税引前当期純利益	3,492	-
当期純利益	3,492	-

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)		当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)	
1株当たり純資産額	542円93銭	1株当たり純資産額	554円14銭
1株当たり当期純利益金額	6円98銭	1株当たり当期純利益金額	23円82銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	6円90銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	23円73銭

1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	1,194	4,088
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額 (百万円)	1,194	4,088
普通株式の期中平均株式数 (千株)	171,197	171,672
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	1,993	644
(うち新株予約権)	(1,993)	(644)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含まれな かった潜在株式の概要	-	-

(注) 普通株式の期中平均株式数については、株式付与 E S O P 信託口及び役員報酬 B I P 信託口が所有する当社株式を
 控除し算定しております。

（重要な後発事象）

（セグメント区分の変更）

当社グループは、従来「ゲーム事業」、「VTuber事業」、「IP事業」、「DX事業」、「投資事業」に区分しており、当連結会計年度より「エンジニアリング事業」を新設いたしました。また、翌連結会計年度より、これまで本業として運営してきた投資事業を撤退し、当該事業を専業として行う部門を廃止したことに伴い、「投資事業」の区分を廃止することといたしました。この変更に伴い、従来「売上高」、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しておりました投資事業の収益及び費用を翌連結会計年度より「営業外収益」及び「営業外費用」に計上することに変更しております。

また、従来の「VTuber事業」及び「IP事業」について、事業内容をより適正に表示するため、翌連結会計年度よりそれぞれ「ライブエンターテインメント事業」、「アニメ・マンガ・MD事業」へ名称を変更することといたしました。当該変更はセグメントの名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

なお、変更後のセグメント区分とした当連結会計年度の報告セグメントごとの売上高、利益、その他の項目の金額に関する情報は以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額 （注2）	連結財務諸表 計上額
	ゲーム事業	ライブエンターテインメント事業	アニメ・マンガ・MD事業	DX事業	エンジニアリング事業	計		
売上高								
外部顧客への売上高	29,421	9,139	1,812	7,299	1,029	48,702	-	48,702
セグメント間の内部売上高又は振替高	18	25	0	114	292	450	450	-
計	29,439	9,164	1,812	7,414	1,321	49,153	450	48,702
セグメント利益又は損失（ ） （注1）	3,712	1,486	23	974	712	6,862	2,347	4,514
その他の項目								
減価償却費	4	8	-	10	-	23	380	403

（注）1．セグメント利益又は損失（ ）の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。なお、従来「売上高」、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しておりました投資事業の収益及び費用を翌連結会計年度より「営業外収益」及び「営業外費用」に計上することに変更しております。当連結会計年度のセグメント情報については、当該変更を反映した数値を記載しております。

2．セグメント利益又は損失（ ）の調整額 2,347百万円は全社費用等であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3．セグメント資産の金額は、当社グループでは報告セグメントに資産を配分していないため、開示しておりません。

（社債の発行）

当社は、2026年6月22日開催の取締役会決議に基づき、2026年7月30日に無担保社債を下記の条件にて発行しております。

グリーホールディングス株式会社第6回期限前償還条項付無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）

発行総額 3,000百万円

発行価額 額面100円につき金100円

利率 年2.790%

発行年月日 2026年7月30日

償還期日 2029年7月30日

担保 本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない

手取金の使途 2026年11月20日に償還期日が到来する第5回無担保社債の償還資金に充当

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
グリーホールディングス㈱	第2回特定社債間限定同順位特約付無担保社債	2020年 11月19日	3,000	-	0.85	なし	2025年 11月19日
グリーホールディングス㈱	第3回特定社債間限定同順位特約付無担保社債	2022年 7月14日	6,000	-	0.90	なし	2025年 7月14日
グリーホールディングス㈱	第4回特定社債間限定同順位特約付無担保社債	2022年 7月14日	1,700	1,700	1.20	なし	2027年 7月14日
グリーホールディングス㈱	第5回特定社債間限定同順位特約付無担保社債(注)1	2023年 11月22日	6,000	6,000 (6,000)	1.30	なし	2026年 11月20日
合計	-	-	16,700	7,700 (6,000)	-	-	-

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
6,000	1,700	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	9,000	9,000	1.11%	2028年～2030年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	9,000	9,000	-	-

(注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	3,000	-	6,000	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	中間連結会計期間	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	12,765	25,472	38,444	51,324
税金等調整前中間 (当期) (四半期) 純利益 (百万円)	1,795	2,348	3,483	5,324
親会社株主に帰属する中間 (当期) (四半期) 純利益 (百万円)	1,078	1,231	1,912	4,088
1 株当たり中間 (当期) (四半期) 純利益 (円)	6.29	7.18	11.14	23.82

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益 (円)	6.29	0.89	3.97	12.67

(注) 当社は、第 1 四半期及び第 3 四半期について金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年 6 月30日)	当事業年度 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	46,699	47,212
売掛金	1 122	1 155
未収入金	1 1,473	1 1,458
金銭の信託	35,000	18,500
有価証券	-	4,000
その他	1 783	1 890
流動資産合計	84,079	72,216
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,536	1,228
構築物	9	3
工具、器具及び備品	225	187
有形固定資産合計	1,770	1,420
無形固定資産		
ソフトウェア	-	4
無形固定資産合計	-	4
投資その他の資産		
投資有価証券	8,354	2,141
関係会社株式	446	390
関係会社出資金	66	5,066
関係会社長期貸付金	13,467	16,885
繰延税金資産	270	679
その他	1,101	1,104
貸倒引当金	5,775	4,003
投資その他の資産合計	17,931	22,263
固定資産合計	19,702	23,687
資産合計	103,782	95,904

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年 6 月30日)	当事業年度 (2026年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
1 年内償還予定の社債	9,000	6,000
未払金	1 1,298	1 1,178
未払法人税等	-	123
契約負債	1,082	912
預り金	1 8,338	1 11,891
資産除去債務	-	210
賞与引当金	279	302
その他	330	414
流動負債合計	20,328	21,034
固定負債		
長期借入金	9,000	9,000
社債	7,700	1,700
資産除去債務	798	603
関係会社事業損失引当金	12	41
その他	25	10
固定負債合計	17,536	11,354
負債合計	37,864	32,389
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金		
資本準備金	2,365	2,365
資本剰余金合計	2,365	2,365
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	67,415	65,213
利益剰余金合計	67,415	65,213
自己株式	5,399	5,046
株主資本合計	64,480	62,631
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	937	515
評価・換算差額等合計	937	515
新株予約権	499	367
純資産合計	65,917	63,515
負債純資産合計	103,782	95,904

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当事業年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
売上高	2 6,012	2 2,765
売上原価	2 1,989	2 44
売上総利益	4,023	2,720
販売費及び一般管理費	1, 2 2,209	1, 2 1,352
営業利益	1,814	1,368
営業外収益		
受取利息	2 242	2 389
受取配当金	2 2,836	19
為替差益	-	401
貸倒引当金戻入益	1,265	572
その他	12	11
営業外収益合計	4,356	1,394
営業外費用		
支払利息	2 199	2 219
為替差損	415	-
関係会社事業損失引当金繰入額	-	29
支払手数料	1	2 5
営業外費用合計	616	254
経常利益	5,554	2,508
特別利益		
投資有価証券売却益	-	280
関係会社株式売却益	-	1
特別利益合計	-	282
特別損失		
関係会社株式評価損	1,232	36
関係会社株式売却損	102	-
固定資産除却損	-	4
事業整理損	-	2 179
債権放棄損	-	2 2,076
その他	4	-
特別損失合計	1,339	2,296
税引前当期純利益	4,214	493
法人税、住民税及び事業税	259	349
法人税等調整額	346	176
法人税等合計	605	172
当期純利益	3,609	320

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)		当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
労務費	1	630	31.7	44	98.8
経費		1,358	68.3	0	1.2
売上原価		1,989	100.0	44	100.0

1. 主な内訳は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)		当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)	
経費の主要な内訳は次のとおりであります。		経費の主要な内訳は次のとおりであります。	
賃借料	388百万円	賃借料	- 百万円
業務委託費	504百万円	業務委託費	- 百万円
減価償却費	64百万円	減価償却費	- 百万円
ロイヤリティ	- 百万円	ロイヤリティ	0百万円

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100	2,365	-	2,365	66,560	66,560	5,608	63,417
当期変動額								
剰余金の配当					2,822	2,822		2,822
当期純利益					3,609	3,609		3,609
自己株式の取得							0	0
自己株式の処分							208	208
会社分割による増加					67	67		67
自己株式処分差損の振替								-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	854	854	208	1,063
当期末残高	100	2,365	-	2,365	67,415	67,415	5,399	64,480

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	177	177	487	64,082
当期変動額				
剰余金の配当				2,822
当期純利益				3,609
自己株式の取得				0
自己株式の処分				208
会社分割による増加				67
自己株式処分差損の振替				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	760	760	11	772
当期変動額合計	760	760	11	1,835
当期末残高	937	937	499	65,917

当事業年度（自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	100	2,365	-	2,365	67,415	67,415	5,399	64,480
当期変動額								
剰余金の配当					2,484	2,484		2,484
当期純利益					320	320		320
自己株式の取得							0	0
自己株式の処分			37	37			352	314
自己株式処分差損の振替			37	37	37	37		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	2,201	2,201	352	1,848
当期末残高	100	2,365	-	2,365	65,213	65,213	5,046	62,631

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	937	937	499	65,917
当期変動額				
剰余金の配当				2,484
当期純利益				320
自己株式の取得				0
自己株式の処分				314
自己株式処分差損の振替				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	422	422	131	553
当期変動額合計	422	422	131	2,402
当期末残高	515	515	367	63,515

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) 子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

ロ. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財務状況等を勘案して、当該損失見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 子会社からの経営指導料に関わる収益

当社における経営指導料に関わる収益は、子会社への契約内容に応じた受託業務の提供に応じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたり受託業務の提供に応じて収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 受取配当金

配当における収益は、配当金の効力発生日をもって認識しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

非上場株式の評価

当社の財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積りの内容は、以下のとおりであります。

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
投資有価証券(非上場株式)	473	415

(2)会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「関係会社出資金」は、金額的重要性が増加したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」1,168百万円は、「関係会社出資金」66百万円、「その他」1,101百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
短期金銭債権	1,518百万円	1,578百万円
短期金銭債務	8,725百万円	12,490百万円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
当座貸越極度額	17,000百万円	17,000百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	17,000百万円	17,000百万円

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度27%、当事業年度0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度73%、当事業年度100%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
役員報酬	225百万円	170百万円
賞与引当金繰入額	34百万円	27百万円
減価償却費	12百万円	134百万円
支払手数料	509百万円	- 百万円
消耗品費	234百万円	164百万円
業務委託費	224百万円	91百万円

2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当事業年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
営業取引による取引高		
売上高	1,496百万円	2,319百万円
営業費用	533百万円	399百万円
営業取引以外の取引による取引高	2,790百万円	2,283百万円

当事業年度において、当社の連結子会社であるグリーエックス株式会社に対する債権の一部を放棄しており、過年度において計上済みの貸倒引当金との差額2,076百万円を債権放棄損として特別損失に計上しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式390百万円、関連会社株式0百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式397百万円、関連会社株式49百万円) は、市場価格のない株式等にあたるため、時価は記載しておりません。なお、減損処理を行い、関係会社株式評価損36百万円を計上しています。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,897百万円	1,303百万円
契約負債	379百万円	322百万円
減価償却超過額	64百万円	62百万円
株式報酬費用	90百万円	103百万円
投資有価証券	187百万円	95百万円
関係会社株式	9,666百万円	12,721百万円
繰越欠損金	- 百万円	241百万円
その他	639百万円	593百万円
繰延税金資産小計	12,926百万円	15,443百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	11,928百万円	14,294百万円
評価性引当額小計	11,928百万円	14,294百万円
繰延税金資産合計	997百万円	1,148百万円
繰延税金負債		
未払事業税	- 百万円	13百万円
その他有価証券評価差額金	514百万円	282百万円
その他	212百万円	172百万円
繰延税金負債合計	727百万円	469百万円
繰延税金資産又は繰延税金負債()の純額	270百万円	679百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
法定実効税率	34.6%	法定実効税率と税効果
(調整)		会計適用後の法人税等の
永久差異項目	17.9%	負担率との間の差異が法
評価性引当額の増減	3.4%	定実効税率の100分の5
過年度法人税等	0.5%	以下であるため注記を省
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	0.3%	略しております。
その他	1.8%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.4%	

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「第5 経理の状況 2 財務諸表等(重要な会計方針) 4 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(社債の発行)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	当期末 取得価額
有形固定資産	建物	1,536	-	-	307	1,228	783	2,012
	構築物	9	-	-	5	3	8	12
	工具、器具及び備品	225	41	4	74	187	759	946
	計	1,770	41	4	387	1,420	1,550	2,970
無形固定資産	ソフトウェア	-	4	-	0	4	0	4
	計	-	4	-	0	4	0	4

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	5,775	804	2,576	4,003
賞与引当金	279	302	279	302
関係会社事業損失引当金	12	41	12	41

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日 6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載を行います。なお、電子公告は当社ウェブサイト上に記載してあります。 公告掲載URL https://hd.gree.net/jp/ja/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、株式会社セコイアであります。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第21期（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）2025年9月26日関東財務局長に提出

(2) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類

2026年7月1日関東財務局長に提出

(3) 訂正発行登録書

2025年8月6日関東財務局長に提出

2025年10月1日関東財務局長に提出

2026年5月29日関東財務局長に提出

2026年6月22日関東財務局長に提出

2026年7月21日関東財務局長に提出

(4) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類

2026年7月24日関東財務局長に提出

(5) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年9月26日関東財務局長に提出

(6) 半期報告書及び確認書

（第22期中）（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）2026年2月5日関東財務局長に提出

(7) 臨時報告書

2025年8月6日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書

2025年10月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2026年5月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書

2026年6月22日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 9 月25日

グリーホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原科 博文
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新井 慎吾
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグリーホールディングス株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グリーホールディングス株式会社及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

超過収益力を見込んで投資した非上場株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社グループは、注記事項(重要な会計上の見積り) 1 . 非上場株式の評価に記載のとおり、2026年6月30日現在、連結貸借対照表に非上場株式6,090百万円を計上している。 会社グループは、業務提携及び投資育成を目的として、複数の非上場企業に対して投資先企業の将来の成長による超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額での投資を行っている。投資先企業の事業が計画通りに進捗せずに投資時の超過収益力が毀損し、実質価額が著しく下落している場合には減損処理が行われるが、多額の減損処理が必要と判断された場合には、連結財務諸表に及ぼす影響が重要となる。 会社グループは、非上場株式の評価において、投資時の超過収益力の毀損の有無に関する判断に当たり、投資先企業の投資時の事業計画の達成状況及び将来の業績に関する見通しを総合的に勘案して検討している。投資先企業の将来の業績に関する見通しにおける重要な仮定は、事業計画に含まれる売上高及び営業利益を構成する重要な要素であるが、当該重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とする。 以上より、当監査法人は、超過収益力を見込んで投資した非上場株式の評価について、多額の減損処理が必要と判断された場合における金額的重要性が高く、また、投資先企業の事業内容は多岐にわたり経営者による判断が重要な影響を及ぼすため、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、当該非上場株式の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・実質価額の著しい下落の有無に関する判定を含む非上場株式の評価に関する内部統制の整備・運用状況を評価するために、関連証憑の査閲及び内部統制実施者への質問を実施した。 ・非上場株式の実質価額の著しい下落の有無に関する経営者の判断を検討するために、以下の監査手続を実施した。 - 一定額以上の投資額の銘柄について投資先企業の投資時の事業計画の達成状況に関して、当該事業計画と投資後の実績を比較した。 - 投資額の金額的重要性が高く、投資先企業の業績等が事業計画に対して悪化している銘柄について、投資時の事業計画の達成状況を踏まえ、投資時の超過収益力について毀損の有無に関する経営者の判断を評価するために、当該事業計画における将来の業績に関する見通しについて、会社が作成した評価検討資料を査閲し、関連部署への質問や最近の資金調達に用いられた事業計画との比較を実施した。 また、重要な仮定である売上高及び営業利益を構成する重要な要素については、過去実績からの趨勢分析、監査人自らが入手した公表情報等を利用した分析、会社が作成した評価検討資料の裏付けとなる資料との照合を行い、当該仮定を評価した。 加えて、会社グループが追加で投資を行った銘柄については、追加投資の意思決定に至った背景や会社グループ以外での増資引受の状況を理解するため、投資担当者への質問及び追加投資の意思決定に係る議事録の閲覧を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、グリーホールディングス株式会社の2026年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、グリーホールディングス株式会社が2026年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年 9月25日

グリーホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原科 博文
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新井 慎吾
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグリーホールディングス株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グリーホールディングス株式会社の2026年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

超過収益力を見込んで投資した非上場株式の評価

会社は、注記事項(重要な会計上の見積り)非上場株式の評価に記載のとおり、2026年6月30日現在、貸借対照表に非上場株式415百万円を計上している。当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（超過収益力を見込んで投資した非上場株式の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。